

二 国道・県道

1 国道一―号線

国道一―号線は、徳島市を起点として高松市を經由し、松山市に至る道路で、明治十八年（一八八五）に国道三一―号線、大正九年（一九二〇）に国道二四号線と称されるようになった。古来から讃岐街道（金毘羅街道）としても有名であり、交通量の最も多い重要幹線である。

三島町当時は、幅員も四、五メートル以下の箇所が多く、橋梁もほとんど木橋であったため、これからの自動車道路としての機能は皆無であった。建設省は、昭和二十三年に建設省中国四国地方建設局三島工事事務所を設置し、改良



昭和29年9月、建設中の11号線（村松）

に着手した。昭和三十二年の道路整備十か年計画では、香川県観音寺市から伊予三島市・川之江市の製紙工業、新居浜市の重工業、西条市の製糸工業等の瀬戸内工業地帯を連絡する幅員七・五メートルの道路を建設するという趣旨に基づき、同年に三島国道工事務所に改編して事業の推進を図り、昭和三十五年ころまでに当市分は完成したようである。

2 国道一―号バイパス

国道一―号川之江三島バイパスは、交通混雑の緩和、生活基盤の拡大等を図るために計画されたもので、川之江市川之江町字塩谷から伊予三島市中之庄町字節地までの一〇・一キロメートルの路線である。

路線のうち伊予三島市分は、下柏町の高速自動車道三島川之江インターチェンジ取り付け道起点から天然記念物の「柏の木」の北側を通過し、中曾根町で街路中曾根―神之元線起点と接続、市民会館南側を経て、警察署南側で主要地方道高知―伊予三島線と交差、中之庄町で国道一―号線に接続する経路である。

路線発表は、昭和四十八年に伊予三島市側、五年後の五十三年に川之江市側を行い、五十四年三月に都市計画決定された。五十六年から、国道一九二号線から県道上分―三島線までの用地買収を開始、五十七年に工事に着手、五十九年には一五四〇メートル、幅員三〇メートル（暫定二車線）の高速道路関連区間が完成、六十年三月

二十七日の高速道路の供用開始に先だって同月二十日に開通した。今後逐次計画が進められ、高速道路と相まって当市の基幹道路として期待されている。

国道一―号バイパスの経緯

昭和四七年	事業化される
昭和四八年	伊予三島市路線発表
昭和四九年	地元説明会開催
昭和五三年	川之江市路線発表
昭和五四年	都市計画決定される（全線）
	建設省により測量開始
昭和五六年	設計協議開始
	川之江市で用地買収
昭和五八年	用地買収開始、工事に着手する
昭和六〇年	開通式挙行（国道一九二号線―県道上分―三島線間）

3 県 道

県道は、国道の路線変更により県道となったもの、県道として建設したもの、また、市道が県道に昇格したものがあり、主に広域的な道路網を形成する道路である。

当市域に係る道路が最初に県道に認定されたのは大正九年（一九二〇）四月のことであり、この時は三島

三 高速自動車道

1 高速道路建設の経緯

高速自動車道は、「国土開発幹線自動車道建設法」並びに「高速自動車道国道法」に基づき建設されているもので、全国で七六〇〇キロメートルに至る道路網が計画されている。

昭和三十八年の名神自動車道を皮切りに、五十九年三月末現在三五五キロメートルが完成し、高速道路の時代を迎えている。

四国の高速自動車道は、四国四県の結びつきを強める幹線道路として計画され、また、本州四国連絡橋（瀬戸大橋）と一体となって離島性から脱却し、四国開発の原動力となろうとしている。

建設計画は、徳島—脇—池田—伊予三島—松山—大洲に至る四国縦貫自動車道と、高松—坂出

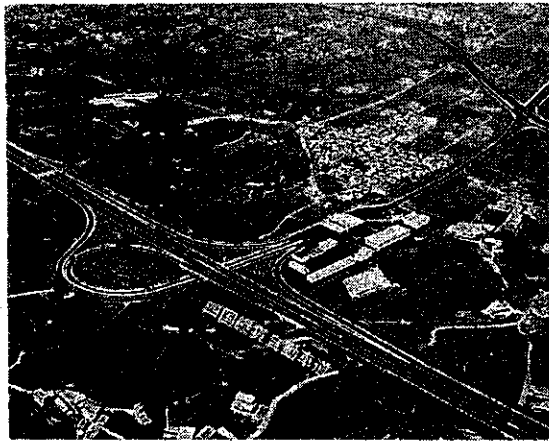
—川之江—高知—須崎に至る四国横断自動車道が予定されており、両高速自動車道が川之江市においてX字型に交差連絡することになる。

伊予三島市では、縦貫道として昭和五十一年に三島川之江インターチェンジ、五十二年に下柏町から土居インターチェンジの区間がそれぞれ路線発表された。それを契機に庁内プロジェクトチーム、市議会に特別委員会を設置して、調査研究、事業の推進を図った。

当市の路線は、国道一号バイパスから下柏町一貫田の三島川之江インターチェンジに入り、上柏町・中曽根町を通過し、中之庄町の西中学校の手前での尾トンネル（二〇八メートル）を抜け、寒川町の山すそを経て、

高速道路の経緯

年 月 日	項 目
昭和四五年 六月一八日	基本計画決定（大野原—小松）
昭和四七年 六月二〇日	整備計画決定、施行命令（普通寺—伊予三島）
昭和四八年 一月一九日	整備計画決定、施行命令（伊予三島—土居）
昭和五一年 四月 八日	路線発表（普通寺—伊予三島）
昭和五二年 七月 六日	伊予三島調査事務所設置
昭和五二年 七月 一日	路線発表（伊予三島—土居）
昭和五二年 七月 二日	伊予三島工務事務所改組
昭和五二年 七月 二日	高速道路事業説明会を開始
昭和五二年 一月二二日	伊予三島区間初の中心杭打設
昭和五三年 四月 一日	設計協議開始
昭和五四年 一月三〇日	用地交渉開始
昭和五四年 一月一五日	三島地区用地交渉妥結
	以後、寒川・豊岡・松柏・一貫田地区と妥結する。
昭和五五年 四月二三日	鉄入れ式
昭和五七年 二月 七日	的之尾トンネル貫通
昭和六〇年 三月二七日	開通式



三島川之江インターチェンジ

豊岡町の五良野高架橋（五四一メートル）に至り、土居町野田の土居インターチェンジまでの全長一一キロメートルである。

建設工事は日本道路公団において進められ、四国のトップを切った鉄入れ式が昭和五十五年四月二十三日に中之庄町の尾で行われた。

この区間では、用地面積九六万三四〇〇平方メートルを買収し、土工、橋梁、舗装、施設工事等が三〇数件に

第6編 行 財 政

分割発注され、延べ工事従事者数三九万人を動員、総事業費五八五億円の巨費を投じて、路線発表後八年の歳月を経て完工した。

特にこの区間には、地質上日本最大級の断層線である中央構造線があり、難工事となったが、最新の工法でこれを克服した。

松山自動車道三島川之江——土居間の開通式は、昭和六十年三月二十七日に三島川之江インターチェンジで挙行され、谷建設政務次官をはじめ、高橋道路公団総裁、白石・中内・前川・三木各県知事、篠永伊予三島市長・石津川之江市長ほか関係市町村長及び地権者代表など関係者多数が出席して、四国の高速道路時代の幕開けを祝った。

同日午後三時から一般に開放され、一か月当たり平均九万台が利用している。

四国縦貫自動車道

徳島	藍住	土成	脇	美馬	池田	川之江東	川之江西	三島川之江	土居	新居浜	西条	小松	川内	松山	伊予	内子	大洲	
約42km				約39km	約15km	約2km	約3km	約11km	約22km	約37km	約56km							
基本計画		S44.1.22	S46.6.8	S48.11.1	S45.6.18						S46.6.8	S48.11.1						
整備計画		S48.10.19				S53.11.21	S47.6.20	S48.10.19	S53.11.21		S57.1.20							
施行命令		S48.10.19				S53.11.21	S47.6.20	S48.10.19	S53.11.21									
(第七次)																		
(第八次)(第六次)(第七次)(第八次)(第九次)																		
開通予定								S62年度	S60年度									
(開通)																		

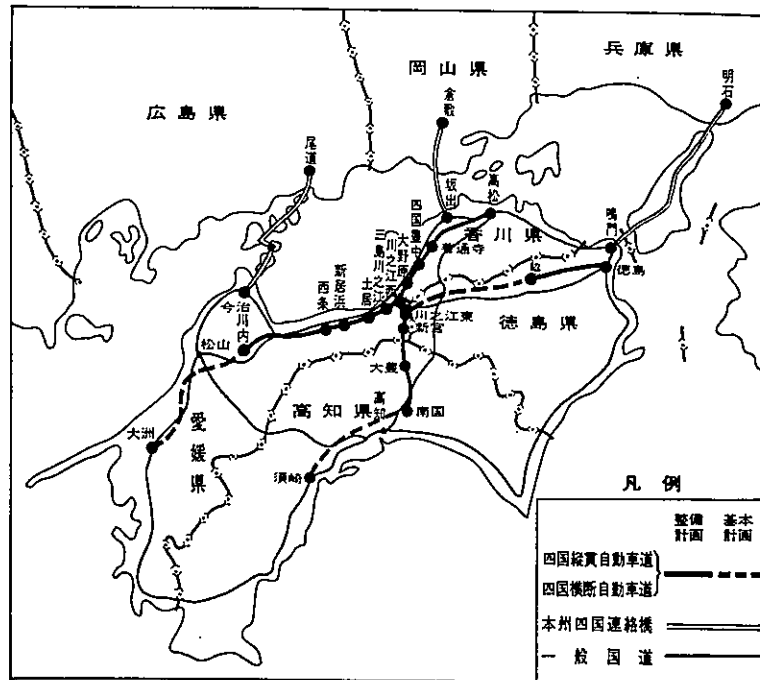
2 四国縦貫・横断自動車道路計画

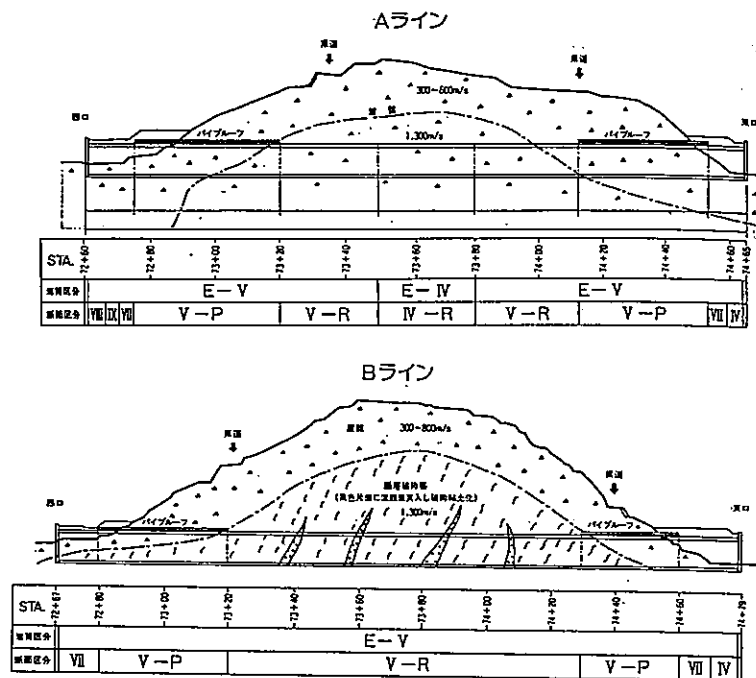
第7章 土 木

高松	坂出	善通寺	四国豊中	大野原	川之江西JCT	川之江東JCT	新宮	大豊	南国	高知東	高知西	土佐	須崎
約22km		約36km			約29km			約23km	約41km				
基本計画		S44.1.22	S44.1.22	S45.6.18	S47.6.30			S46.6.8	S45.6.18				
整備計画		S57.1.20	S47.6.20		S53.11.21			S48.10.19					
施行命令			S47.6.20		S53.11.21			S48.10.19					
(第九次)			(第六次)		(第八次)			(第七次)					
開通予定			S62年度					S62年度					

資料：日本道路公団高松建設所伊予三島工事事務所

四国の高速自動車道建設計画地図





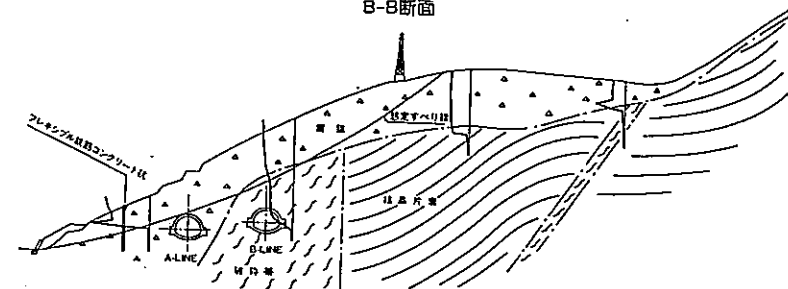
工事名称：四国縦貫自動車道の之尾工事
 施工場所：愛媛県伊予三島市中曾根町地内
 工事期間：昭和55年1月～58年11月

工事数量：延長	上り線	205m
	下り線	212m
トンネル掘削		43,000㎡
コンクリート吹き付け		12,000㎡
アーチ支保工		414基
ロックボルト		4,800本
巻き立てコンクリート		12,000㎡
パイプルーフ		160本
坑門工		4ヶ所
抑止杭		100本

凡例

⊙	地中水位計
→	排水計
□	水害式観測計
△	定位旗
▲	雨量観測計
▽	地下水位
○	堤内より水位計
■	計測小屋
▭	停止旗
—●—	ノット線
- - -	境界線

B-B断面



第1章 宇摩地方の地勢と銅山川

第一章 宇摩地方の地勢と銅山川

(合田正良編『銅山川疏水史』による)

第一節 宇摩地方の地勢と水利状況

四国の総面積の八〇パーセントは山地で、その中央部の北部寄りをほぼ東西に四国山脈が走り、幾多の支脈を分派して複雑な分水嶺を構成している。

四国は台風の進路に当たり、四国山脈の南、太平洋側は国内でも特に雨の多い地帯で、これと反対に、瀬戸内海に面する北斜面は夏から秋にかけて四国山脈が南風を遮り、冬季に中国山脈が北西の季節風を遮断するため気候は温和で雨量は少ない。

宇摩郡は愛媛県の東部北端に位置し、北は瀬戸内海に臨み、東は香川県、東南は徳島県、南は高知県と境を接す。地域面積四九三平方キロメートルで、十二か町村、人口一〇万三〇〇〇人である。郡内地域の大部分は山岳地帯で、南部は四国山脈が高知県と分水嶺をなし、笹ヶ峰(北緯三三度四〇分、東経一三三度一〇分)から分岐した法皇山脈は瀬戸内海に迫って東に走っている。

宇摩平野は、法皇山脈と瀬戸内海とに挟まれた狭小な細長い耕作地帯で三島町を中心とする一二か町村にまたがっている。山が海岸に迫っているために傾斜が急で、地味は薄く、雨量が少ない関係もあって川らしい川もな

い。

農民は既存田一二四六町歩の灌漑用水を四六の溜池と地下水に頼っているが不足がちで、毎年部分的に干害が起こり、更に、三〇五年を周期に大干害に見舞われ、地区農民の苦痛は一方ではなかった。

また、最近発展した宇摩地区製紙工業はこうした地理的条件から工業用水の欠乏に苦しみ、その解決を銅山川の分水に希望をかける状況であった。

銅山川は笹ヶ峰（標高一八九六メートル）付近に発し、四国山脈と法皇山脈の山峽を縫って東に流れ、徳島県三好郡山城谷村川口において吉野川に合流している。その流路延長五三キロメートル、集水面積二八二平方キロメートルの一支流にすぎないが、降雨量の多い分水嶺の余恵を受けて、その水量は相当豊富である。

地質は四国山脈の大部分を構成する三波川系結晶片岩で占められ、海岸地帯にわずかの沖積層と洪積層が海に沿って帯状に延びている。

断層はほぼ山脈に並行し、わずかに北寄りに数系あるが、金砂村柳瀬のダムサイト付近は皆無であり、この地点から法皇山脈を北に越した洪積層との境界付近にある中央構造線と呼ぶ緑泥片岩の断層が隧道工事に支障を与えた程度である。

本地区は、南部山麓から北部瀬戸内海に向かって急傾斜をなし、山麓付近の標高は一〇〇メートル内外である。

用地は不整で、用水源としての河川は全部南方山麓に源を発し、地区を横断して北部内海に注いでいる。河幅狭小で、河床に多量の巨石を堆積し、延長八キロメートル内外で、その主なものは、檜川（小富士、長津村境）

・面白川（長津村）・大地川（長津村、豊岡村境）・西谷川（寒川村）・樋之尾谷川（寒川村）・大谷川（中之

庄村）・宮川（三島町）・赤ノ井川（三島町、松柏町村境）・契川（妻島村）で、分布状況は大体良好であるが、流域狭小かつ急峻で、その上戦争中の乱伐に禍せられて平水に乏しく、降雨は一時に奔流して惜しくも海に去っていく状況である。

表土は大体粘質か又は砂質壤土で、その深さ三〇センチメートル内外、心土は礫質壤土でその深度一メートル二〇ないし一メートル五〇である。

(1) 水利状況

本地区の灌漑用水は、南方山地部の河川に井堰を設けて取水するのを主な水源とし、溜池からの取水、井戸からの揚水を補助水源としている。

用水路は素掘りの土水路が大部分で、その系統また旧来の慣行に従って不整頓であるが、土地の勾配が急であるために一応の用を足している。湧水源の関係で逆流暗渠を設置している所もあるが、これはごくわずかである。

耕地の状況は、地形上、本質的に水源が貧弱で、昭和九年、同十四年に例をとってみると、関係面積は一二四六町三反歩の内、干害を被って収穫皆無、又はこれに類するために免租されたもの、九年に五四三町四反歩、十四年に六六一町一反歩に達している。

また、地下水利用のために払った農民の労費は、これまた非常なもので、大正年代には、各田区ごとに幾千幾百とない無数の桔槔（けこう）を林立させて、昼夜の別もなく一家総出で井戸水を汲み上げていたものである。それが、漸次手押しポンプや足踏みポンプに変わり、更に動力による揚水機の増加と揚水手段の発達は地下水の漸増を伴ってくれる筈がなく、逆に反比例してますますその切迫を告げるようになった。

必然の結果として、各揚水場は争って井戸の深さを競い、揚水機の馬力の増強を図った。しかもこれに要する農民の労力と経費は莫大なものであった。

第二節 用水の他地区との関係

本地区は用水の少ないため、旧来から小区域ごとに嚴重な慣行があつて、井堰や小さい用排水路の改竄にも不自由甚だしく、しかし一方では関係地区外とも嚴重に境を画しているため、取水上特に困難な関係はないが、ただ金生町は銅谷池を水源としている関係上、上分町との関係をもっている。

また本地区は土地の勾配が既述したように急峻であるので、排水は至極良好で、豪雨の際においても四面に湛水することは極めてまれで特に排水路を設ける必要はない。ただし、小富士村の海岸寄りの一部地帯はやや不良であつた。

第二章 銅山川分水問題の沿革

(合田正良編『銅山川疏水史』による)

第一節 江戸時代の動き

銅山川疏水の夢は、古い昔から宇摩郡民の胸に描かれていたことであらう。

安政元年には有名な大地震があり、翌二年には大干害に見舞われ、伊予全体は大飢饉に苦しめられた。

今治藩においては三島代官所に命じて、三島神社境内で施粥を行い、領民の飢えを救ったが、そのころから農民の間に銅山川疏水のことを真剣に考えられるようになった。

安政二年、三島・中曽根・松柏等の里正(庄屋)たちが、銅山川の分水問題を取り上げ、三島の代官所(今治藩領)に願い出たと伝えられている。

第二節 明治時代の動き

(1) 第一期計画

江戸時代の末期、三島・中曽根・松柏等の里正によって提唱された分水問題は、三島代官松下節也によってい

よいよ具体化されようとした時、明治維新という一大転換期に遭遇して、さたやみとなった。明治の世になってこの分水問題が再燃、真剣に考えられるようになり、明治六年から同七年にかけて、三島・中曽根等の有志によって計画が進められたが再び挫折するに至った。

(2) 第二期計画

明治十六年に及んで上分・金生・妻鳥・松柏・三島・中之庄・中曽根等の有志による共同事業として分水計画が樹立され、次のとおり計画書が作られたが、資金難に会いこれまた実行に至らずしてさたやみとなった。

(3) 第三期計画

明治二十八年に至って神戸の外国商社サミエルの管理人が三島地方の有志と共同、灌漑発電の両事業を計画したが、これまた資金問題と銅山川鉅毒問題により中止となった。

(4) 第四期計画

明治三十年、三島町及び中曽根の有志の間に再び分水の計画が持ち上がり、予讃線敷設のため出張中の鉄道省技師に依頼し、実地を踏査し、測量及び設計を行ったが、これまたさたやみとなった。

(5) 第五期計画

明治三十五年、大阪の松浦光義が自力で発電事業と灌漑事業を目的とした企業計画を進めていたが、徳島県側に強力な反対のあることを知り、中止した。

(6) 第六期計画

明治四十年、中之庄村高倉要が銅山川分水計画を立て、灌漑、運輸、発電の目的をもって、三島・中曽根・中之庄・松柏の組合により経営することを提唱したものの他町村の賛成を得るに至らず、中之庄村の単独の事業と

して実施すべく村会が決議をした。しかし、経済界の大変動によりついに実施するに至らなかった。かくの如く必要性を認めながら計画はされたが、なかなか実施には至らなかった。

第三節 住友の奥七番ダム完成

銅山川分水問題は数回に及んで計画され、その都度挫折、さたやみとなったが、住友別子鉅業所が銅山川上流別子山村奥七番において、ダム建設を計画、明治四十二年発電用水利使用願いが出された。これが明治四十三年二月二十一日付をもって許可され、住友は隧道を掘って導水、新居郡角野町端出場で自家発電を行い、分水を実現した。

第四節 東予水力電気株式会社発足

明治四十二年七月、薦田唯二郎らは、上分村に東予水力電気株式会社の設立を申請した。この案は、銅山川の水をそのまま下流へ流して水力発電を起こすため徳島県の反対も少なく、明治四十三年に認可された。大正二年新立村滝山発電所が竣工し、翌年より送電が開始された。一方、大正四年には、中之庄村の高倉要が、三島町外七ヶ村によびかけて水力発電事業の出願を県知事に提出したが、ついに認可に至らなかった。

次に両案の概要を掲げる。

内容	項
一、目的	上分の東予水力電気株式会社案
二、供給地	一般電燈点火及び電力供給
三、使用水量	宇摩郡十二ヶ町村・三豊郡五ヶ町村 最大二四〇個（後に一二〇個に変更）
四、有効落差	五十四尺
五、発電出力	八百キロワット、但し第一期四百キロワット
六、水取入口	新立村馬立渠之下
七、工事申請者	同 滝山 新立村石川理五郎・半田村森頼雄 上分村石川伊勢藏・平井定次郎・石川梅吉 滝田唯二郎・金生村星川林吉 金田村鈴木沢之助・山川信一 川之江町高橋直次・吉井久太郎 明治四十三年四月七日 大正二年一月二十八日滝山発電所竣工、工事費 一二八、三〇九円
八、認可	中之庄の水力電気事業案
九、その他	一、電力供給、電燈自営及び二町九ヶ村の耕地 灌漑 二、宇摩郡一円 三、毎秒百個 四、六百呎 五、三千百キロワット 六、金砂村大字小川山字小比須 中之庄村大字中之庄字大谷 七、三島町外七ヶ村組合公営とする。 三島町・松柏村・妻島村 中曾根村・中之庄村・寒 川村・金砂村・富郷村 右代表者三島町外七ヶ村組合長 八、認可されず。 九、中之庄大谷にて発電し余水は、川之江・金 生・妻島・松柏・三島・中曾根・中之庄・ 寒川・豊岡・野田・津根・小富士の灌漑用 水に供す。

第五節 銅山川疏水とその動向

(1) 初期の動き

大正二年、水不足に悩む宇摩郡東部地方を視察し、いよいよ銅山川分水の必要性を痛感した紀伊為一郎・後藤国太郎らは、大正三年疏水事務所を三島町に設置し準備体制を整え、川之江・三島・松柏・中曾根・妻島・金生・中之庄・寒川の各町村を歴訪、更に有志訪問銅山川疏水の必要性を力説した。

各町村長及び有志の賛成を得た紀伊為一郎は、専門家の設計による銅山川分水計画を携え、時の愛媛県知事深町鍊太郎と面会、知事の積極的な協力を要請、知事は重要性を認識、便宜を図る旨約して、銅山川分水に直接利害関係をする既設の東予水力電気株式会社との了解を求むる要ありと指示し、深町知事、篠田郡長も共に当たることとなった。

(2) 銅山川分水事業請願経過

銅山川分水事業計画も前史時代の幼稚さを脱して、次第に科学的具体的になってきたが、これに伴う徳島県側の分水反対運動は激化の一途をたどり、ついに感情的反対にまで進展した。一方水利権の裁定に当たる内務省土木局は、機運の熟するのを待って動かないので、該事業の早期実現を期待する地元では、疏水組合結成による事業経営を図った。しかし、事態は好転しないので、徳島県との交渉を打開するため事業主体を県営に切り替えたが、依然として進展しなかった。

(3) 用水路開設出願

紀井為一郎は、地元八カ町村有志の援助により、後藤国太郎・隠岐巳之助の同志と共同で、父為太郎が出願した明治四十四年の銅山川灌漑用水利用願を足掛かりに、大正三年十月十日付をもって、灌漑用水路開設願を深町知事に申請した。

宇摩郡受益地区町村は、こぞって本事業に賛成したが、事業地の金砂村は、

- (1) 分水隧道に道路を併設すること
- (2) 村内に益地負担による車道を開設すること
- (3) 公共施設による損害賠償をすること

右三条件を付して賛成し、富郷村は流木が不可能なことを理由に反対意向を表明した。

なお東予水力電気会社の発電用水利使用権との競合については、その後の交渉により、一定量の送電供給を条件として、紀井為一郎がその水利権を譲り受けることに話し合いが付き、大正五年に解決した。

○灌漑用水路開設願の概要

(1) 出願者

紀井為一郎（資本主） 後藤国太郎（計画者） 隠岐巳之助（設計及び請負者） 外八カ町村有志一四名

- (2) 取水口 宇摩郡金砂村大字小川山字脇地先
- (3) 放水口 宇摩郡松柏村大字上柏
- (4) 使用水量 七五個毎秒
- (5) 隧道 一四七七間 幅七・五尺、高さ六尺、水深四尺

(6) 灌漑用水路 三三二三間

(7) 事業費 四五五〇〇〇円（但用地は関係町村が寄付）

(8) 事業効果 川之江・金生・妻鳥・松柏・三島・中曽根・中之庄・寒川八カ町村の用水不足反別五七〇町歩、畑の田への変換反別二七五町歩による米の増産

(4) 大正五年九月変更追加願

紀伊は灌漑地域に豊岡・野田・津根・小富士の四か村を追加し、事業内容を次のとおり変更するため、大正五年九月十五日付耕地灌漑水引用願変更追加願を坂田知事に申請した。

○事業内容の概要

- (1) 使用水量 一五〇個
- (2) 堰 堤 高さ七間
- (3) 用水路 西部水路 七六四五間
東部水路 七八〇間
- (4) 灌漑地域反別 一三〇八町
- (5) 事業費 五五〇〇〇〇円

（注）その他の項目は前出願と同様）

大正六年四月十三日（土第一〇五五一号）

愛媛県知事

内務省土木局長宛

銅山川河水利用認可に関する件

客年十一月二十八日付土第一〇五五一号を以て標記の件稟申し、本年二月十六日土第八九〇九号をもって徳島県知事回答の次第を御通報置候処、該件は地元宇摩郡の興廃を制する重要事業にして、畑を田に地目変換し得る反別四七〇町歩、用水不足現在反別八四〇町歩、合計一三二〇町歩を灌漑し、且つ家事用水不足の土地なるを以て、之により自ら住民の衛生状態を改善するの效果あり。尚最も重要な事項として、水源河川と耕地との間には僅に四〇〇呎の落差あるを以て、発電用水力六〇〇馬力を得ることとなり、地方民は之によりて工業上一大発展を企図しつつあり、最も有望な事業と被認候。

而も東河水の集水地域は全然県内に属するを以て、所謂県内の降雨による水を県内にて利用するに過ぎざる儀に候。

なお此の事業完成後は、その下流に属する徳島県においては、洪水時の被害程度が多少とも軽減され得ることと可相成、下流地域の舟筏業者並に農民に対しても、降雨期の灌漑用水なれば渇水期の減水は恐らく心配無からんかと被存候。右様の次第に付、県としても該事業の成立を希望致候間、御認可相成候様可然御配慮相煩度、此段申達候也

(5) 内務省へ願書を申達

郡内の意見が一応まとまれば次は県へ対し正式に出願するわけで、紀伊為一郎は県庁との交渉のため松山出張が多くなった。しかし鉄道が完成していなかった時代だけに、その不便は大きく、オートバイを購入して桜三里を越しては松山に赴いて何回となく知事と面談して熱意の程を示した。かくして大正三年十月十九日、宇摩郡一二か町村の有志代表一〇余名が郡長や郡書記らと共に、署名調印する願書を携え愛媛県庁に出頭した。

この時の願書には隠岐已之助の名はなかったが、野口遼と市川誠次の兩人が新しく参加したので、内容は強化されたわけである。

さて、話はその事業資金の問題に移り、借入金の償還方法に関していかなる考えを持っているかとの知事の質問に対し、紀伊為一郎は、それは疏水を作ると共に電力を起こし、更にその電力を利用して阿予電鉄を設立、阿

波と伊予の交通・輸送の利便を図り、余力を会社・工場の需要に充て、その収入によって償還する旨返答した。県当局者らは、ようやくその言を信じたものか、大正五年に及んで初めて正式に紀伊らの出願による書類を内務省に申達した。地元の関係町村をまとめ、郡役所の協力を求め、あるいは東予水力電気会社との問題を解決し、ようやくにして願書を県庁に提出するまでの労苦、更に一年有半、県庁から内務省への書類申達する労苦は大変なものであった。

(6) 中央における政治的交渉

本省の認可を得るためには、中央における政治的交渉が必要となり、いよいよ紀伊為一郎は中央工作を開始した。東予地区選出代議士河上哲太・深見寅之助をはじめ、高山長幸らの協力を求め、愛媛県選出の全代議士を訪問して、問題解決援助を懇請した。私費を投じての運動であった。内務省としては、隣県に利害関係ある問題として、徳島県に対し諮問を行ったところ、予想以上の反対で苦慮した。

第六節 宇摩郡疏水事業実行委員会の設立

困難な状況を打開するため、紀伊為一郎は、大正十三年上京し中央との交渉に当たった。一方地元では、この問題が急速に積極的になり、紀伊の留守中に、地元では山中・前谷ら五名の有志呼びかけにより、宇摩郡町村長その他の賛同を得て、大正十三年九月二十九日、疏水事業実行委員会が結成され新発足した。

これにより、これまで長年先頭に立ち、時には単独で取り組んでいた紀伊為一郎は、種々の事情から永年努力

して来た疏水問題から途中で身を退き、完全に関係を断つことになった。しかし彼の投じた一石、疏水事業の基礎づくりは大きく、彼の労苦は大きな力となってその後の進展を促したものである。彼の熱意と献身的な努力があつてこそ今日の疏水事業が実現したと言っても過言ではなからう。

物心一如、すべてを疏水事業基礎づくりに献身努力された紀伊為一郎に敬意を表する次第である。

第七節 疏水組合設立とその経過

本郡は用水乏しきため農作物の干害を被ることが多く、特に三島町以西の諸村は灌漑・飲料水共甚だ不便で、農業上の不利益はこの上もなく、耕作諸般の改良もよそより遅れてしまうことは、常に遺憾とするところであつた。だから、数十年前から郡内有志が法皇山脈の南を貫流する銅山川の河水を引用して、平坦部一二か町村へ灌漑する計画を立てたことについては、県はもちろん農商務省当局でも、詳細な調査をして、有利適切なる事業と認められた。関係町村民の疏水への熱望は大きく、大干害に遭遇するとますますその実現の急を望んだ。そしてこの事業が完成すれば、地目変換による開田五二七町歩、用水補給八四〇町歩、これによって農家の受ける増収は年間約六八万四六〇〇余円の多額に上るとされ、更に疏水放水口における水力利用で、約一万馬力以上の電力を得て、農家はもちろん、商工業等他産業に及ぼす利益も莫大である。つまり、一地域のことでなく、国家的事業ともいえるとし、一私人や数名の経営に任すべきではないとして、関係町村協議の上組合を設けて事業を完成することとなった。

○町村組合設置許可指令

愛媛県指令第三七五四号

宇摩郡川之江町外十一ヶ町村

大正十三年九月十七日付稟請町村組合設置並に規約設定に関する件左の通り更正し之を許可す。

大正十三年九月二十日

愛媛県知事佐竹義文

記

一、規約第五条第二項中「組合会議員は」の下に「町村長を除くの外」の八字を加ふ。

(注 九月二十六日関係各町村にて組合会議員を選挙す。)

○宇摩郡疏水組合規約(大正十三年九月二十日許可)

第一条 本組合は宇摩郡疏水組合と称す。

第二条 本組合は宇摩郡川之江町、金生町、妻島村、松柏村、三島町、中曽根村、中之庄村、寒川村、豊岡村、野田村、津根村、小富士村の十二ヶ町を以て之を組織する。

第三条 本組合は町村制第一二九条一項に依り、水利事業及び電気事業に関する一切の事務を共同処理するものとする。

第四条 本組合役場は宇摩郡三島町一四八二の一番地に置く。

第五条 本組合会議員の定数を三十六名とし、関係町村長の外町村より二名宛を選出す。組合会議員は町村長を除く外、各町村公民中村会議員の被選挙権を有するものに付、各町村会に於て之を選挙す。

第六条 本組合会議員は名誉職とす。

組合会議員の任期は四ヶ年とし、総選挙の日より起算す。

第七条 本組合会議員中欠員を生じたときは直ちに補欠選挙を行うものとす。

第八条 本組合は、組合長を以て議長とし、組合長故障あるときは其の代理者議長の職務を代理す。

第九条 本組合事務処理の為、組合長一名、副組合長二名、収入役一名、書記、技術員若干名を置く。収入役は組合長の

推薦により組合会に於て之を定む。書記技術員は必要と認むる場合に於て組合長之を選任す。

第十条 組合長及び副組合長は名譽職とし、書記及び技術員は有給とす。

第十一条 組合長、副組合長及び収入役の任期は四ヶ年とす。但し再選を妨げず。

第十二条 本組合の経費は左の方法を以て之を分賦す。

1、水利事業に関しては、左の割合に依る。

地目変換面積に対し 六割一分四厘

補水面積に対し 三割八分六厘

2、電気事業に関しては前年末現戸数に依る。

第十三条 本組合事業施行上に関する必要な事項は組合員の決議を経て之を定む。

付 則

第十四条 本組合規約は公布の日より之を施行す。

第八節 疏水事業を組合から県へ移管

大正十四年一月、高知県営水電の祝賀宴が高知で行われ、四国四県の知事が参集した。この席上、高知県知事が、愛媛県知事に、「本県ではこの水電事業で年収三〇余万円をあげているので、今一段とこれを拡張強化するつもりである。一つ愛媛県でも銅山分水を県営でやり、同時に発電事業を起こしてはどうですか」と言われた。愛媛県では、銅山川分水が大きな問題となり取り組んでいた時だけに、これを聞いた当県の佐竹知事の食指は大いに動いて、即答したい程であった。しかし、当時、地元宇摩郡に営業所を持つ燧洋電気から大なる反対があり、また、徳島県からも県をあげての猛反対があったため、佐竹知事は熟慮の上、同席の小幡徳島県知事に「今

宇摩郡の十二か町村では組合をつくって銅山川引水を計画し分水認可の申請をしているが、目下の処徳島県は反対を唱え地元民もほとほと困っている。もし万一県でやるとすると貴県はどう出られるか」とたずねた。これに対し徳島県知事は「県で経営されたとすると、いかんともし難かろう」と、暗に無駄な反対はしないと答えられた。その後、これを裏付けする事情（北麓用水問題）も起こったので、佐竹知事の県営移管の意志は決定的になったといわれている。知事は帰県すると、直ちに宇摩郡長であり、当時の疏水組合長でもあった高木茂正にいきさつを伝え、事業移管の問題を組合に持ち込んだ。一方知事は山中義貞にも了解を求めた。

○銅山川分水の認可

内務省媛第一号

愛媛県知事

本年一月四日付土第一三三号稟請銅山川に工作物新築並に河川引用の件左記条件を付し認可す。

昭和十一年一月三十日

内務大臣

記

1、灌漑期（自六月十五日至九月二十日）に於ける引用水量は、毎秒五十立方尺以内とし、其の総量は毎年灌漑開始期に於て、銅山川貯水池に貯溜する有効貯水量を越ゆることを得ず。

2、前項貯水池の有効貯水容量は三億四千万立方尺とし、非灌漑期に於ける出水を貯溜す。

3、非灌漑期に於ては、水路維持の為必要な最少限度の水量を引用すべし。

銅山川分水工事認可に関する通牒

通牒案

番号

年 月 日

土木局長

徳島県知事宛

第九節 分水協定の歴史的調印

昭和十一年一月三十日、最後の段階を迎えた愛媛・徳島両県関係者は、上京し、午後三時半、内務省土木局長室の調印式場に参集した。広瀬局長の挨拶後、関係者の協定書調印が行われ、引き続き通牒認可指令等一切の手続きも終わった。その後、両県知事、山中義貞・三木熊二の挨拶があり、藩政時代以来八十余年にわたる懸案の分水問題は円満解決をみた。本調印式参加者は次のとおり。

内務省側 青山技監、広瀬局長、谷口第一技術課長、高瀬技師、沢、橋本、安田事務官
 徳島県側 戸塚知事、山本土木課長、中山技師、林県属、三木（熊）県議、三木（与）貴族院議員、田所県議、秋田清、小笠原時太郎、大坪民八、吉成誠一、片岡善吉
 愛媛県側 大場知事、千葉土木課長、三橋秘書課長、太田技師、山中疏水組合顧問、森実副組合長、村上恒一、合田鶴太郎、岡崎実蔵、篠永恵太郎、篠原義一

第十節 第四次分水協定調印

昭和二十六年三月二十三日、第二次分水協定、すなわち隧道貫通に関し徳島県側の了解が得られ、おつてがき追而書の改

訂に成功したが、更に工業用水の必要から徳島県に申し入れた分水実施について協議成立。二十三日第四次協定の調印が行われた。これによって工事の完成を待たずして分水を実施し得るに至った。

第十一節 県営電気局の発足

銅山川電気事業経営に関し検討を進めていた県では、地方公営企業法に基づき、公営企業特別会計として経営することを決定し、県電気局を新設して二十八年七月一日から発足した。

第一発電工事が完了した九月末隧道通水テストを行い、電気局は十月四日から三日間通産省技官の竣工検査を受け、七月大野局長の手でスイッチを入れ、歴史的運転を開始した。

第十二節 銅山川疏水組合規約変更

昭和二十八年六月十三日、愛媛県指令地第四八六号 許可まで、おおむね関係町村長は常設委員として組合長・副組合長と共に組合の運営に当たったが、右許可により関係町村長は理事となり、その理事推薦による理事（学識経験者）と共に理事会を構成して組合長・副組合長を互選し、組合の運営に当たる制度となる。

第十三節 隧道工事とダム工事完成

(1) 第二隧道工事の完成

かねてからコンクリート巻き立て工事実施中であった第二隧道は、昭和二十八年三月いよいよ完成し、続いて補修グラウティング工事を開始した。

(2) 柳瀬ダム完成湛水開始

これもかねてから工事中であった、ダムローラーゲート操作用予備電線設備の組み立て据え付け工事も完了。ダム本体コンクリート打設工事も続いて完了し、柳瀬ダムは全く完了。十二月十日、四国通産局松永発電課長による竣工検査にも合格した。また、第一発電所の竣工後、第二発電所の工事に全力を注いでいたが、三月中旬完成をみ、竣工検査の後四月一日いよいよ営業運転の開始が可能となり、ここに百年間宇摩地方民待望の銅山川ダムはめでたく目的を達成し、宇摩農民を干害の悩みから抜け出させ、さらに三島・川之江地区をして産業都市たらしめる素因をつくり上げたのである。

第三章 銅山川疏水事業

(合田正良編『銅山川疏水史』による)

第一節 銅山川疏水事業の一般事業計画

(1) 事業の目的

本事業は計画地域が、現況のとおり灌漑用水不足のため、連年にわたって干害を被ること甚大である。そのため用水補給の途を講じて、古来の水不足を解消し安んじて農業経営をなさせると共に、積極的に農業生産力の発展を図り、食糧増産に寄与させることを目的とする。

(2) 計画の要旨

本事業の目的である用水補給の水源としては、他に適当な方法なく、吉野川の一支流銅山川を、宇摩郡金砂村大字小川山字柳瀬地内で、コンクリート堰堤をもって締め切り、豊受連山の山腹を穿って造られた隧道によって内海側に導き、地区内に引用しようとするもので、引用水量は徳島県との協定に基づいて灌漑期間中五〇個を取水する。

(3) 用水計画

○溜池

溜池は地区内に大小四六か所あるが、集水面積至って乏しく、ために、いずれも他の流域である溪流から導入している。また降雨を貯溜して、これを利用してため、干天続きの際はたちまち底を干す有り様である。その全貯水量は、三五七一万四一六五立方尺で、これによる灌漑面積は三六七町三反歩である。

○溪流水（河川）

河川又は水路に井堰を設けて、自然水及び上流の余水を利用してゐるものがほとんどであるが、いずれも水を受ける面積が少なく、干天続きの際は流水が絶える状態にある。

○地下水

本地区には、一六個の自然湧水の泉と六三個のポンプ揚水の水源地があり、その湧水量は、従来、干天続きの際も、上位の耕地に灌漑水の残存する間は別に影響を受けないが、一度灌漑水の枯渇する場合、水位が低下し湧水量減少し、揚水能力は著しく極限される。

水源別水量並びに灌漑面積（既存水源別の水量並びに灌漑面積を表示す）

水源別	種別	灌漑面積	水	量	摘	要
溜池	溜池	三、六七三町	三五、七一四、一六五立方尺	全貯水量を示す	自昭和八年六月底至同七月上旬調べにして降雨後一週間ないし十日前後とす	
溪流水	溪流水	五、七七三	四五、〇三三立方尺秒	昭和八年七月中旬の水量	一五、三二七立方尺秒	
地下水	自然水	八七〇	一三、一二九立方尺秒	昭和八年七月中旬調べの水量	九一九一立方尺秒	
計	揚水機	二、一四七	三五、一七四、一六五立方尺秒	溜池掛補助	二一四七町	
		一一、四六三	五八、一五一立方尺秒	溪流掛補助	一三二五町	

第二節 既存水源の利用能力

本地区の用水系統は、溜池、溪流水、自然湧水及び地下水によるものであるが、このうち、自然水によるものは低位部に多く、したがって、上位部の用水潤沢な間は枯渇することがない。

地下水によるものは、いずれも従来の溪流水掛及び溜池掛の区内のものであって、それらの水源が豊富でない場合の補給として設備されたものである。また、この地下水源泉は、干天続きの際には次第に湧水量減退して、溪流水又は溜池水の枯渇と共に、ついに全く無能力状態に陥るものである。

各水源の利用能力を数字的に挙げれば、次のとおりである。

(1) 溜池

地区内各所に散在する溜池の総貯水量は三五七一万四一六五立方尺であって、単位用水量〇・〇六七町秒立方尺、灌漑面積四五〇町八反歩（溜池のみによるもの三七七町三反歩、補助として揚水機を設備するもの八三町五反歩）である。干天連続時の能力はすなわち十三・六日となる。

$$\frac{35,714,165}{0.067 \times 86,400 \times 450.8} = 13,685 = 13.6日$$

(2) 溪流水

溪流水の水源である山林は全部南方に接続している。地区外であって地形急峻、奥行き浅く、したがって降雨後は相当な流水があるが、干天の際はそれが急に減少する。古老の談によれば、干天の際、満足に關係水田を灌

溉し得るものは二週間前後であつて、それ以後、次第に水量を減じ、更に十日ないし二週間の干天が続く際、流水はごくわずかととなり、数日をもつて枯渇するということである。

この能力を算定すると、

$$14 + \frac{12}{2} = 20 \text{日}$$

すなわち二十日間となる。この関係面積は七〇八町五反歩（溪流水のみによるもの五七七町三反歩、補助として揚水機を設備するもの一三二町二反歩）である。

(3) ポンプ

揚水機は小馬力のものが多く、低地に据え付けて上流に導入して灌漑しているが、干天の際は湧水量減少し、揚水不能となり、経常費からしても、また能率上からしても、極めて不利な点が多く、ために本事業完成後はこの設備を全廃する。

(4) 自然湧水

自然湧水の支配区域は下低部にあるもので、上位耕地に灌漑水がある間は、従来の経験からして、灌漑上支障をみないが、本事業完成後は、別に補給する必要を認めない。

第三節 補給すべき水量の算定

本計画では、干天連続日数を記録第二位の三十七日間（昭和九年度）を採用した。

○溜池掛（ポンプ補助地積を含む）の補給日数は既存水量で十三・六日を支えられる故に、その補給日数は、

$$37 \text{日} - 13.6 \text{日} = 23.4 \text{日}$$

○溪流掛（ポンプ補助を含む）は、既存水で平均二十日を支えられる故に、その補給日数は、

$$37 \text{日} - 20 \text{日} = 17 \text{日}$$

次に水源別の補給すべき水量を算出すれば、その日数は次のとおりとなる。

○溜池掛

灌漑面積 四五〇町八反歩

平均単位用水量 〇・〇六七町秒立方尺

補給日数 二三・四日

一日当所用水量 $250.8 \times 0.067 = 30.2 \text{秒立方尺}$

二三・四日間の水量 $30.2 \times 23.4 \times 86,400 = 61,057,152 \text{秒立方尺}$

○溪流水掛

灌漑面積 七〇八町五反歩

平均単位用水量 〇・〇六七町秒立方尺

補給日数 一七日

一日当所用水量 $708.5 \times 0.067 = 47.47 \text{秒立方尺}$

一七日間の水量 $47.47 \times 17 \times 86,400 = 69,723,936 \text{秒立方尺}$

○本計画において補給すべき総水量

右によって、本計画に補給すべき水量の総数

溜池掛補給水量 六一〇五万七二五二立方尺

渓流水掛補給水量 六九七二万三九三六立方尺

計 一億三〇七八万一〇八八立方尺

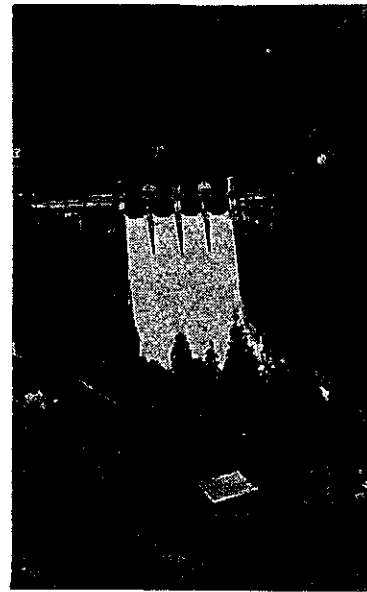
○貯水量の決定

前記補給すべき総水量一億三〇七八万一〇八八立方尺に、導水中の損失約一割をみると、

よって計画溜池の貯水量を $130,781,088 \times 1.1 = 143,859,197$ 立方尺

よって計画溜池の貯水量を 144,000,000立方尺 (4,000,000立方米)

と決定す。ただしこの貯水量は純農業水利分のみである。



銅山川柳瀬ダム



銅山川疏水幹線水路

第四節 銅山川ダム事業の概要

(1) 治水

銅山川の本流吉野川は大正元年・七年・十四年、昭和九年・十三年・二十年に氾濫し、徳島県は大水害を被った。このため吉野川改修計画が立てられ、昭和二十二年に着工したが、洪水を防ぐ唯一の途は、上流にダムを築造して河川を調節し、洪水量を減ずるよりほかはない。銅山川柳瀬堰堤は計画洪水量毎秒一七〇〇立方メートルに対し、六〇〇立方メートルを軽減して下流河川改修費を節減すると共に、洪水の被害を防止する。

(2) 灌漑

宇摩平野は三〇五年を周期として大干害が起こる。このため大正十三年は米作減収五割、昭和九年は地租免稅反別一〇五四町歩に達し、平年作の一萬一一五〇石を減収した。

銅山川分水による農業灌漑用水は、三島市を中心とする一二四六町歩を灌漑し、年間平均七〇〇〇石の増産を図る。

(3) 発電

銅山川から灌漑用水を分水する時、必然的に得られる高落差を利用して発電する第一発電所と、柳瀬堰堤下の第二発電所の合計出力最大一萬三三〇〇キロワットは、四国全体発電出力の五・三パーセント、県全体発電出力の三一パーセントを増加し、工業の振興に寄与する。

第五節 事業着工計画の概要

宇摩郡金砂村大字小川山字柳瀬で銅山川に高さ五三メートル、長さ一四五メートルの堰堤を築造し、堰堤の上流二〇〇メートルの左岸に取り入れ口を設け、これより水を第一隧道を経て宇摩郡松柏村大字上柏に出た水は、高落差を利用して第一発電所で発電し、余水を灌漑に供給する。

(1) 堰堤

位置 宇摩郡金砂村大字小川山字柳瀬

型式 可動扉付溢流型重力コンクリート造り

高さ 五三・五メートル 堤長 一四五メートル

(2) 貯水池

集水面積 一七〇・七平方キロメートル

総貯水量 三三三万立方メートル

湛水面積 一・五五平方キロメートル

有効貯水量 二八八〇万立方メートル

満水標高 二八九・五メートル

利用水深 三二・五メートル

(3) 第一発電所

位置 宇摩郡松柏村大字上柏

出力 最大 一万七〇〇キロワット

年間発生電力量 五八八万六七〇〇キロワット時

使用水量 最大 五・八立方メートル毎秒

常時 一立方メートル毎秒

隧道 内径 二・四メートル円型

延長 三一九メートル

水圧鉄管 内径 二・四メートル

延長 八九〇メートル

厚さ 一二二六ミリメートル

。水車 型式 堅軸フランシス

最大流量 五・七二立方メートル毎秒

落差 二二六・五メートル

容量 一万一〇〇〇キロワット 一台

回転数 六〇〇回転毎分

。発電機 容量 一万二五〇〇キロボルト時 一台

相数 三相 周波数 六〇サイクル

電圧 一万一〇〇〇ボルト

回転数 六〇〇回転毎分

。変圧器 容量 四五〇〇キロボルト時 三台

相数 单相 周波数 六〇サイクル

電圧 一次 一万五〇〇ボルト

二次 六万九〇〇〇～六万六〇〇〇

六万三〇〇〇～六万〇〇〇

ボルト

(4) 第二発電所

。位置 宇摩郡金砂村大字小川山字柳瀬

。出力 最大 二六〇〇キロワット

。年間発生電力量 一二三二万五四〇〇キロワット時

。使用水量 最大 五・八立方メートル毎秒

常時 一・六立方メートル毎秒

。隧道 内径 二・四メートル円型

延長 一二〇メートル

。水圧鉄管 内径 二・四～一・二メートル円型

延長 八九・七メートル

厚さ 八ミリメートル

。水車 型式 堅軸フランシス

最大流量 五・七二立方メートル

落差 五五・五メートル

容量 二七〇〇キロワット 一台

回転数 六〇〇回転毎分

。発電機 容量 三〇〇〇キロボルト時 一台

相数 三相 周波数 六〇サイクル

電圧 三三〇〇ボルト

回転数 六〇〇回転毎分

。変圧器 容量 三〇〇〇キロボルト時 一台

相数	三相	周波数	六〇サイクル	西部幹線水路	一三五万三八五七メートル
電圧一次	三三〇〇ボルト	(6) 工期			
二次	六万九〇〇〇〜六万六〇〇〇ボルト	共同施設着工	昭和二十四年四月一日		
	六万三〇〇〇〜六万〇〇〇〇ボルト	竣工	昭和二十九年三月三十一日		
(5) 農業用幹線水路		発電施設着工	昭和二十五年四月一日		
灌漑区域	一二四六三町歩	竣工			
水量	一三九立方メートル毎秒	第一発電所	昭和二十八年十月七日		
総量	四〇〇万立方メートル	第二発電所	昭和二十九年三月三十一日		
東部幹線水路	四九万一二六二メートル				

第六節 銅山川疏水完成後の状況

(1) 三島地区の紙業その他の状況

古くから企業化していた製紙業は、銅山川ダム完成によって、これら製紙工業の原動力ともいべき水と電力が確保され、工場の新設増設相次いで行われた。生産量は急カーブを描いて上昇線をたどり、製紙原料のパルプの完全自給が整えられ、紙質の改良と相まって生産コストの引き下げが行われ、更に市内では四国で最初の洋紙工場が設立され、爾来板紙などの工場が新設発展してきた。製品は多種多様にわたり、これらは南は九州から北

は北海道にまたがる全国各地に及び、遠く海外へも輸出される程発展した。

この間、手漉き及び機械抄和紙の各工場が研究を重ね、それぞれの特徴を生かして進歩向上して内外に雄飛している。また紙製品業界も製紙工業と共に大きく伸展し、現在東京・大阪の大都市に劣らない機械設備を誇っている。

(2) 宇摩地方一円の農業状況

宇摩地方の平坦地域では昔から水げんかのない年はなく、毎年水不足に農業者は悩まされており（一年として水に満足出来た年はない）。このため多くの開田適地を持ちながら開田を阻止され、また約四年に一回の割合で干害を受けており、干害年にはその収量は半減し、労力及び精神面に大打撃を被っていた。

昭和二十八年の銅山川ダム完成後、現在までに約一〇〇町歩に及ぶ開田をみ、今後も六、七〇町歩の開田が見込まれる。また約四年に一回の割合でめぐってくる干ばつも通水後は水田においては、その影響を受けておらず、通水後現在に至るまで毎年普通作以上の豊作をみている。それによって農業経営に安定度を加えていることはいうまでもない。なお、今後は畑地灌漑面にも利用されようとしている。

(3) 水の利用状況

ダムの総貯水量は三一三八万トンで、常時平均は二八八〇万トンの水がたたえられている。この水によって銅山川ダム近くの第一発電所で、最大出力一万七〇〇キロワット、また第二発電所では最大出力二六〇〇キロワットの発電を行い、工場、家庭へと送電している。

この一使命を終わった水は、平坦地へ流れ、灌漑用水として分水され、広く三島を中心とした宇摩平野一帯（一二四六町歩）に補足され、一方伊予三島・川之江両市の工業用水並びに上水道用水として使用されている。

(4) 土地立ち退き犠牲者とその状況

ダム水没予定者は一六五世帯・約八三〇人であったが、昭和二十五年暮れから立ち退きを開始、昭和二十六年初めころ完了した。当時はようやく敗戦混乱時を抜け、社会的にまた経済的に逐次安定し来つつあったところで、立ち退きまでには相当の曲折もあったが、極めて穏便妥結を見て解決、それぞれ補償費をたよりに各地へ四散した。

立ち退き者のうち、約七割は農業従事者、残りの三割は林業従事者であった。立ち退き後の状況は、約三割は区内へ移転、主として農林業に従事。七割は市内平坦地へ住を移し、そのうち一割が商業に転業、六割が平坦地で耕地を購入、農業に従事している。これら立ち退き後の経済状況は以前とあまり差がないようである。

(5) 観光地としての金砂湖

昭和二十八年、百年の大計としての銅山川ダムが完成した。これにより観光地金砂湖が世に大きくクローズアップされたことは、もとより湖水に連なる富郷溪谷と共に愛媛県指定の名勝となった。

高さ五三・五メートル、長さ一四〇メートルの大堰堤にたたえられた水が四つのゲートから放水され、そこを起点として緑の山間に延びた湖面に遊覧船が走り、夏はボートが浮かび、春は桜花を、秋は紅葉を映し出す美観は、まったく別天地を思わすにあまりある。

湖面には、二つ三つの大吊り橋も影を映し、絶壁の岩が屹立し、四季を問わず訪れる客が多い。

国鉄伊予三島駅から、国鉄バス利用の場合約二時間で金砂湖水入り口に到着する。一日の家族連れのコースに適し、キャンプの一夜を求めて、富郷ラインへ足を延ばすのも面白い。

第七節 銅山川疏水事業についての総説

愛媛県内では数多の事業がなされたが、銅山川疏水は、その代表的なものだ。安政の昔から郷土の先覚者が、灌漑の水を渴望する宇摩農民の要望にこたえるべく銅山川疏水を企図し、複雑な隣接徳島県との問題を処理しつつ、涙ぐましい努力を続けていたのが、ついにその悲願を達成するに至ったのである。

待望の銅山川疏水が成り、紺碧に澄んだ金砂湖は、翠巒^{すいれん}滴る神秘の山影を湖面に映じ、永劫に美しい水をたたえて、伊予三島・川之江両市並びに宇摩地区の人々に、灌漑あるいは、工業発展の栄養源を送り、電力を供給して産業の振興に大きな力を与えている。この千古の歴史を秘めて悠久に光り輝く美しき金砂湖、この金砂湖建設の陰には、懐かしの故郷を湖底に沈め、新天地を求めて立ち去った数百の人々があり、また疏水実現のために精魂を傾けて挺身した幾多先輩のあったことを忘れてはならない。思えば徳島県との協定も昭和二十年二月に分水協定、更に第二次協定において発電事業を、昭和二十二年三月第三次協定により、河水統制事業を当初協定の灌漑用水補給と共に承認され、更には昭和三十三年十月、以上の要素を含めて、新分水協定が一層有利に成立したのである。かくして、銅山川疏水事業は、着工以来十八か年にして、ダム工事費一四億一二五〇万円、灌漑直接関係工事費二億三〇七〇万円、発電事業諸施設費一三億四〇五〇万円の巨費を投じて見事成功し、発電事業は、昭和二十八年十月、稼働開始、灌漑補給水は、同二十九年八月から通水開始の運びとなり、産業の振興に、食糧の増産に、更にまた銅山川下流徳島県下、洪水災害の防止に、目覚ましい効果を上げるに至ったのである。

第八節 銅山川疏水事業関係年表

年	関	係	事	項
安政二年	三島・中曾根・松柏等の里正（庄屋）	たちが銅山川の分水問題で三島の代官所（今治藩領）に願ひ出る。		
慶応末期	出願中の銅山川分水を具体化するため、松下節也が分水奉行を命ぜられるが、明治維新の大転換期のため中止。			
明治六年	三島・中曾根等の有志により分水問題が再燃し、計画が進められたが挫折す。			
一六年	上分・金生・妻鳥・松柏・三島・中之庄・中曾根等の有志により、共同事業として、分水計画樹立、計画書も出来たが、資金難でさたやみとなる。			
二八年	神戸外国商社サミエル管理人が三島地方の有志と共同で、灌漑、発電を計画したが、資金問題、鉱毒問題で中止す。			
三〇年	三島町及び中曾根の有志により再び分水計画が持ち上がり、当地方に出張中の鉄道省技師に依頼し、実地踏査、測量、設計し実行に移ったが、中止す。			
三五年	大阪の松浦光義が単独で発電、灌漑事業を目的として、企業計画を進めたが、徳島県側の反対があり中止す。			
四〇年	中之庄村高倉家が分水計画を立て、灌漑、運輸、発電の目的をもって、三島町長横田正史、中之庄村長篠永岡太郎、金砂村長高橋弥三郎に呼びかけ安藤知事に出願する。			
四二年	翌四二年宇摩郡三島町外七か村組合公営として金砂村大字小川山字小比須地において銅山川の流水をせき止め、水路及び隧道を経て、同郡中之庄大谷に導き、同所にて発電し、余水は灌漑用水として分配供水する計画を立てる。一方、銅山川上流別子山村奥七番においては住友鉱山別子鉱業所が別子ダム建設を計画し、四二年完成、発電用水利用使用願の許可を得て隧道にて新居浜市角野出端場発電所へ通水、自家発電に成功。初めて銅山川分水利用を実現させた。			

年	関	係	事	項
大正元年	土居の後藤国太郎が法皇山脈にトンネルを掘り発電を計画する。			
二年	後藤国太郎が川瀧出身の紀伊為一郎に銅山川疏水のりだすよう要請する。			
三年	三月、紀伊為一郎は、岡山から帰り、三島町へ疏水事務所を設け、三島・松柏・中曾根・妻鳥・金生・中之庄・寒川村の八か村有志に働きかけて銅山川疏水開設計画を受理し、宇摩郡深町知事に申請する。			
四年	七月、東予水力電気に対し分水の同意を求めたが、同意を得られなかった。			
五年	一〇月、宇摩郡長篠田藤信は、知事に対し分水早期施行を副申す。			
六年	紀伊為一郎は東予水力電気との間で和解交渉を成立させた。これは、一定量の送電供給を条件に水利権を得ること、耕地灌漑水引用願を追加申請して許可を得る、有力な資本をもつ後援者を持つことであった。そのため大阪市の日本窒素株式会社野口遼に参加を要請する。			
七年	日本窒素の野口遼・市川誠次は、銅山川疏水に加盟し愛媛県宮崎知事に許可を申請する。徳島県がこれに激しく反対する。			
八年	東予水力電気株式会社は、五月に経営権を帝國電燈株式会社に譲渡する。			
九年	愛媛県若林知事は内務省に銅山川疏水開設願を申請したが、徳島県吉野川水電関係者は三木代議士を立ててこれに反対する。			
	徳島県の猛反対をみて日本窒素の野口遼らは銅山川疏水事業から脱退する。また、当初の設計諸負者隠岐巳之助も脱退する。これに対し支出金一六〇〇円を支払う。			
	農林省が技師を派遣し実情を調査、分水の必要性を認める。			
	帝國電燈は、発電の権利を愛知県の千賀千太郎・早川久右衛門に譲渡し、ここに燐洋電気株式会社が設立される。紀伊為一郎は、東予水力電気の発電権利を燐洋電気に譲渡する。			
	徳島県吉野川水電興業株式会社は、燐洋電気の株を買ひ占め会社を乗っ取るうとする。			
	千賀千太郎が脱退し、一二月に金砂電力株式会社を設立する。			
	徳島県は銅山川電力株式会社を設立し、銅山川分水を妨害する。			
	徳島県三好・美馬・西・河波・板野郡民が銅山川疏水に反対し、代議士、知事に阻止運動を展開する。			
	銅山川分水発電の権利は、燐洋電気・金砂電力・吉野川水電興業で所有していたが、燐洋電気が吉野川水電興業へ譲渡することを紀伊為一郎が認める。			

年	関	係	事	項
大正九年	七月、宇摩郡有志が内務大臣床次竹次郎に疏水早期実現を請願する。			
	九月、中之庄高倉要は、銅山川疏水公営期成会案を作成し、早期実現を訴える。			
	一二月、宇摩郡町村長が全員連署して貴族院議員若林資蔵に早期実現を請願する。			
一三年	九月、宇摩郡全町村長、町村議員全員連署して内務大臣水野錬太郎に疏水早期許可を請願する。			
	九月、郡内一二か町村長（川之江・武市馬之助、金生・高尾謙次郎、妻島・高橋武男、松柏・森実盛遠、三島・大西増太、中曾根・岡崎実蔵、中之庄・篠永恵次郎、寒川・高石英三郎、豊岡・定岡甚之助、野田・河村伊三郎、津根・合田亀丸、小富士・鈴木為太郎）が宇摩郡疏水組合の設立を協議し、県の許可を受ける。			
	宇摩郡疏水組合長高橋惣太郎は一〇月六日、銅山川河水耕地灌漑引用水路開設願を県知事に提出する（二か村用水）。			
	一〇月一〇日、紀伊為一郎ほか、三島町前谷久太郎・前谷晴次、寒川村高石英三郎、中曾根村石田春次・秋山泰成、松柏村福田武太郎・孤田政一、中之庄村篠永長太郎・藤原友一、妻島村鈴木道之助・広田磯見、金生村高尾謙次郎、川之江町西川圭助、土居町後藤国太郎、東京の隠岐巳之助らも川之江町ほか七か村の用水路開設願を県知事に提出する。			
	二月、徳島県吉野川水電興業の銅山川発電工事着工の早期許可を出すよう兵庫の庄司邦太郎、大阪の加島安次郎・柳広蔵ら七名が佐竹知事に上申する。			
一四年	二月、宇摩郡疏水組合常設委員会が開催され、高木郡長から工事の県営移管について知事に上申。			
	二月二八日、佐竹知事から若槻礼次郎内務大臣に銅山川疏水工事県営移管について稟請書提出する。			
	四月、内務省島技術課長、銅山川疏水の实地視察に来る。			
	一〇月、銅山川疏水事業期成同盟会を結成、公営化に向かって運動を進める。会長尾崎博雄、副会長星川淵之助・石川芳雄、常任幹事紀伊為一郎・前谷文蔵・合田鶴太郎・井川儀三郎・村上恒一、篠原大吉・加地信雄・武村文七・石川為作・森実九郎。			
	若林元知事は、新組合の結成に接し、紀伊為一郎氏に圏外に去らざるよう励ます。			
	一〇月、燧洋電気千賀千太郎と香坂知事との間で水利権に関する交渉が行われたが、燧洋電気側は寒川村に一万キロワットの発電を主張して譲らず交渉決裂す。			

年	関	係	事	項
一五年	一〇月二五日、三島町公会堂で宇摩郡民大会開催、郡民四〇〇名参集す。尾崎博雄座長となり、紀伊為一郎「郡民一九となって疏水実現に猪突鷲進せよ」との宣言文を読み上げる。満場拍手。			
	二月、疏水事業常設委員を設置。広島通信局に対し、技師派遣を申請する。			
	八月、内務省内村技師来県、銅山川筋の实地調査をする。			
	十一月、山中義貞らが連日、水没する金砂村民の説得に当たり、村議会で疏水事業無条件承認を可決する。			
昭和二年	銅山川疏水について内務省土木局長から照会があった。			
三年	七月、市村知事が、通信大臣あてに発電計画を出願し、電気局長から調書が届く。			
四年	一月、徳島県知事から銅山川水力利用について愛媛県知事に照会がある。			
五年	九月、徳島県知事は、分水に関し不審の点多しとして反対を表明する。			
	七月、徳島県土木課長から分水計画について質問状。木下愛媛県知事は重ねて協力要請。			
	九月、徳島土木課長から分水反対を伝達してくる。			
	一月、徳島県との協議会でも反対空気が濃厚で、愛媛県土肥知事の説明に対し徳島側は納得せず。			
	一二月、徳島県分水反対調査会や、板野郡町村長会に対し、愛媛県側関係者が説得を続ける。			
	徳島県知事から愛媛県知事に協定の変更申し入れがある。			
六年	三月、内務省内村技師調査に来る。			
	五月、地方長官会議で笹井知事は徳島県知事に分水要請、内務省土木局長は調停案作成を約す。			
	七月、笹井知事徳島県知事と徳島市長、代議士ら四名と折衝するも、徳島側は応諾せず。内務大臣野中秘書官は徳島に赴き関係者に斡旋案を示すも徳島側回答せず。			
	八月、土木局長は両県知事に斡旋案を示すも徳島側回答せず。			
	一〇月、愛媛県知事は野中秘書官の提示する案をのみ、徳島県に示す。これは徳島側の要求を満たした上別に一五万円を支払うというものであった。疏水組合幹部はこの大金に肝を冷やしたが全員これをのむ。			
	十一月、内務大臣の裁定を経て両県知事の間に仮協定が成立する。しかし徳島県民の世論は沸騰し反対決議文を土肥知事に手交。			

年	関	係	事	項
昭和七年				一二月、徳島県知事は、覚書の変更を申し入れる。愛媛県から拒否の回答をする。 同、愛媛県知事から大阪鉱山監督局長にあて「砂金採集に関する立沢十郎出願の件は、目下県営事業遂行の見込みに付御許可無き様」との照会文を出す。 一月、大阪鉱山監督局は銅山川沿岸における鉱区調査を実施する。 四月、疏水組合長山中義貞は知事に対し、疏水組合分担金を滞納せる町村があることを報告する。 野田村 三二一円（五年間分） 津根村 七七二円（六年間分） 小富士村 三三三円（二年間分） 一二月、小富士村長高橋甚吉は、村議会が「疏水分担金が多額のため負担に堪えず」との決議をなしたため脱退する旨を申し出る。 四月、大義内閣は国家財政を抑さえるため新規事業を抑制するとの方針を出した。 県久米知事は徳島県側と協定案について話し合ったが、徳島側は従来の主張を固執して譲らず、物別れとなる。 五・一五事件で犬養首相が倒れ、斎藤内閣が誕生し、一戸知事となる。 七月五日、疏水組合関係者が神戸まで知事を出迎え、共に屋島丸に乗り込んで疏水事業を説明し、促進方を要請する。 九月、一戸知事は宇摩郡自治会館に地元関係者を招集し、疏水実現のため努力することを約す。 一二月、内務省が両県知事を招き、徳島側に協定受諾を迫る。森実盛遠ら上京して関係者の説得に努力する。 知事は内務省を説得し、明年早々再び協定案を審議することを決定させた。 森実副組合長らは、農林・内務両大臣に促進陳情書を手交する。 一二月一八日、銅山川分水問題郡民大会を三島町公会堂で開催、一〇〇〇名が参集。満場一致で疏水促進を決議する。 一二月二三日、徳島県議会では分水反対を満場一致で可決する。 一二月一九日、愛媛県議会は満場一致で鈴木銀蔵議員（豊岡出身）の提案する分水早期認可の要望を可決する。

年	関	係	事	項
八年				決する。 一二月二七日、一戸知事は徳島を訪問、反対緩和を図り、民間有志の折衝を提案する。 徳島県側の反対理由は次のとおり。 1 吉野川の水位低下し灌漑に支障あり。 2 水位低下ため機械揚水費が増加する。 3 水位低下は井戸水涸渇を来す。 4 水位低下は消防に影響する。 5 水量減少により海水浸入のおそれ。 6 流水、漁業に支障あり。 7 洪水による河川清掃に支障あり。 8 協定案は知事の私案なり。 内務省は徳島県側の分水反対理由に対し、分水しても影響を及ぼさずとの詳細な説明書を提出する。 一月二〇日から二六日まで、内務省立ち会いのもとに両県首脳が会議することとなる。この報を知るや土居村長尾崎久馬は、疏水組合書記長宮林理や組合長山中義貞に一戸知事激励会を開催することを要望する。 一月一五日、午後六時から三島町公会堂で郡民大会を開催し、一戸知事激励の決議をする。 一月一六日、午後一時に一戸知事の列車が通過するため土居地区及び豊岡地区の農民はすべて鉄道沿線に立ち、蓑旗を掲げ知事に声援を送る。一時九分、三島駅頭には寒川・中庄・中曽根・三島・松柏の五か町村の人々が集合し知事を迎える。また、三島から上分を経て池田へ向かう道路には妻島・金生・上分・川之江の住民がそれぞれ普段着のまま蓑旗を多数立てて通過する知事を歓送迎。そのため三島駅から上分まで手を振る人の波が続く。 更に知事の自動車に続き、郡内にあったすべての自動車を連ねて阿波池田まで行進を続ける。当日は、農民はいうに及ばず、消防団、青年団、在郷軍人会、商工団体、婦人会等、関係一二十か村の老若男女を問わず全員これに参加したため、未曾有の大歓送行事となり、銅山川分水に対する郡民の熱意を示す。 一月一七日・一八日と両県首脳が会見、内務省から六名、愛媛県から知事以下五名、徳島県からも知事

年	関	係	事	項
一〇年	考える」と決議する。 一二月、一戸知事ら上京、土木局長と分水妥協案作成について協議するも、徳島県議会は分水不可の決議を知事及び内務大臣に提出し遂に交渉は失敗する。 一月、一戸知事左遷され、山中義貞組合長も引責辞任し、疏水実現不可能と組合解散の論が出る。 上京陳情中の森実盛遠・村上恒一・合田鶴太郎が善後策を協議し、佐倉宗五郎の気持ちで後一年死ぬつもりでやろうと組合存続を訴える。 二月、武智勇記代議士国会で銅山川分水状況を質問し内務省を追求する。 内務省は愛媛県知事に大場鑑次郎、徳島県知事に戸塚九一郎を任命し、分水解決の布石をする。 三月、徳島県側は紅霞代議士を立て国会で分水反対の質疑をする。 疏水常設委員会では山中会長の辞任を認め、森実盛遠を組合長代理とする。 七月、内務省は愛媛県知事を上京させ分水実現のため具体案を協議する。 大場知事は、九月・一〇月・十一月・十二月にも上京して内務省と協議し、内務省裁定による分水実現を図る。 この動きに対し戸塚徳島県知事は、分水阻止不可を唱え分水譲歩案を作成し、内務省土木局へ提示する。この案は分水は灌漑に必要な最小限度（五〇個）で非灌漑期に貯溜する。というものであった。 一月、内務省は両県知事を呼び、堰堤を嵩上げし、非灌漑期も最小限の分水を行い、分水管理は内務省が直轄する案を示す。発電問題は切り離す。 一二月、愛媛県議会は、内務省案による分水計画案を満場一致で可決する。 その骨子は、 1 灌漑期の六月一五日～九月二〇日で取水量五〇個とし、非灌漑期は必要とせず（一個とは秒速一尺立方の流量に約二七リットル）、五〇個は一日約六四万八〇〇〇石（一六〇〇〇立方メートル）の水量） 2 貯水池高 一〇三尺、貯水量二万二〇〇〇立方尺 3 幹線水路 一万二四一間 4 事業費 一七五万五〇四円 うち地元負担五七万七四九七円			

年	関	係	事	項
昭和九年	以下数名が参加する。しかし、徳島県側は分水に關し、具体的な意見を有せず、一年くらいの調査を要すとして、ついに成果を得られず、再度の交渉を図る。 二月、武智勇記代議士が国会において銅山川問題を取り上げ、早期実現を要望、内務省は科学的調査をし誠意をもって解決すると答弁。 二月一七日、徳島県知事は内務省に分水反対意見書を提出する。 三月、内務省内村技官が来県し、佐々連鉱山鉱毒の防止、その他について実地調査をする。 八月、銅山川と吉野川の流量関係等の調査を開始。 徳島県が内務・農林・大蔵省に分水反対の陳情をする。 一月、一戸知事上京し内務省土木局長と交渉し妥協案をまとめる。 一二月、徳島県吉野川水電が高知県で流域変更による発電事業を計画していることを知り、銅山川分水と併せて詮議するよう内務省へ要望する。 県警察衛生部は四・五・八・一二月の四回にわたり定性分析の結果、分水しても鉱毒が飲料水等に影響しないことを発表する。 内務省は洪水期における徳島県下の調査を行い、井戸水、流木、流量、地質等のデータをまとめる。 二月、銅山川から吉野川までの流達時間測定等を両県共同で調査する。 七月、宇摩郡関係町村長一〇名上京し、銅山川問題促進陳情。 内村技師支流調査報告書を提出し、徳島県側の反対理由は根拠がうすいことを述べる。 八月、山中・森実疏水正・副組合長と県内務・土木・耕地課長ら上京して陳情する。 九月、知事は銅山川分水地区宇摩郡の干害激甚につき、係員の派遣を要請、この干害で宇摩一二か村の減収一万二〇〇〇石、三五万円となる。 一〇月、銅山川分水期成同盟会（会長石川一郎）が声明書を発表、徳島県の方省を求め、疏水実現の決意を表明する。 一月、一戸知事上京し、愛媛県会で石川真雄議員（新宮）提案の銅山川分水意見書等を見せ、干害による六五〇万円の被害を訴え、分水の早期実現を陳情する。 徳島県会では、銅山川分水反対意見書を満場一致で可決、「徳島は宇摩郡民より徳島県民の利益を第一に			

年	関係事項
昭和二十二年	5 工期 五年間 県議会は財政不如意にもかかわらず、一七六万円の事業予算を承認する。 一月、戸塚徳島県知事は、徳島の分水問題調査会に分水拒否はこれ以上不可能であり、絶対有利な条件で妥協する必要を説き徳島案をまとめる。 一月一八日、内務省は両県知事を招き内務省裁定案を提示、両県知事はこれを地元を持ち帰り月末に決定することとする。 一月三〇日、愛媛県にとって不利な案（当初から、補水、開田、発電が願いであったが、認められるのは補水のみ、しかも多額の負担金提供）であったが一切文句をつけず涙をのんで承認し、ここに内務省において銅山川分水協定書が両県知事により調印された。愛媛県は大場知事をはじめ関係部課長、地元からは山中義貞前組合長、森実盛遠組合長、村上恒一（松柏）、合田鶴太郎（三島）、篠原恵太郎・岡崎実蔵（中曾根）、篠原義一（妻島）ら多数が上京し参加する。 七月、県が分水調査費決定。 八月、県が調査開始。 森実盛遠組合長が小富士・津根・野田・豊岡村長に疏水組合へ復帰するよう出席を促す。 疏水組合規約を改定し経費分担や償還方法などを決定する。 一〇月、県が水源地の調査・設計を開始する。 四月、森実組合長が事業促進方を農林省に陳情する。 七月、森実組合長が農林省補助裁定の早期決定と工事着工を嘆願する。 八月、農林省の第一期事業補助金二二万円が決定される。 森実組合長は再度地元負担が過大であるので発電事業を許可されるよう陳情書を建設大臣に提出する。 九月、疏水組合では地元負担金を決める。二五か年償還で五五万円の償還を農民で行う。田一反当たり負担金は六六・五円で米にする初め五か年は毎年五升八合二勺、後の二〇年間は米一斗一升九合六勺となる。また、水一個当たりの負担額にすると、自作農で初めの五年間は毎年一四石、後の二〇年間は、二九石八斗となり、小作・地主はこれを折半する。なお水一個で田二五町歩を灌漑させることが出来る、としている。

年

関

係

事

項

(後列右から)

(前列右から)

久保田 欽一

合田 筆太郎

石川 定次

井川 隆重

三宅 麻太郎

高石 松壽

篠原 義次

合田 鶴太郎

石田 輝一

森実 盛遠

大西 八助

村上 恒一

福田 武太郎

岡崎 実蔵

篠永 恵次郎

高尾 謙次郎

森実 民助

(欠)

加地 信雄

山中 義貞

銅山川分水協定調印記念写真（昭和11年1月30日）

年	関	係	事	項
昭和十三年	二月四日、松柏村馬瀬谷隧道口において疏水工事地鎮祭を挙行。 二月五日、三島小学校において古川知事、農林大臣代理ら多数参加して起工式が挙行される。 合田鶴太郎は、川之江高等女学校古田校長に依頼して疏水首頭を作詞し、郡民あげて盛大な祝賀祭を行う。 七月、第一期工事請負入札するも日華事変のため物価高騰して入札価格高く落札せず、ついに県は工事の直営を決定する。 八月六日、馬瀬谷第二隧道の工事着手、手掘りで開始。 一〇月、宇摩疏水組合を銅山川疏水組合と名称変更する。 十一月、ディーゼルエンジンにて嶺南口より隧道工事着手。 四月、農林省案は有効貯水量一億四〇〇〇万立方尺のため三億四〇〇〇万立方尺へ増量するよう陳情する。 県耕地課長らは徳島県へ出向き、資源開発のため分水増量につき打診する。 一〇月、宇摩郡千害あり、農林省符野技官疏水工事視察後、徳島県庁へ寄り分水増量について打診。 二月、県から農林省へ第二期工事補助申請を行い、貯水量を一億九七五一万立方尺に増量と決定する。 六月、第一隧道工事着手。 八月、森実組合長は、内務大臣に地元負担を軽減のため発電事業許可を陳情する。 同、隧道工事協谷で一〇〇メートル、馬瀬谷で二〇〇メートル進捗。 電気庁に陳情し日本発送電会社に委託して発電事業計画が出来る。 日華事変が拡大し、軽油その他資材不足深刻となる。 三月、第三期工事補助金が出る。 七月、第二隧道二六〇メートル中五二八メートルがやっと完成。 一〇月、資材運搬用索道六三〇メートルが、三島町海岸伊予鉄火力発電所東側から馬瀬谷工事所を経て嶺南堰堤まで完成する。木支柱五一基は井原岸高請け負い九月一〇日完了。 断層のためトンネル工事進まず、一五メートル突破するのに六か月を要す。 資材、レール、ダイナマイトの入手困難となる。			
一四年				
一五年				
一六年				
一七年	一二月八日、太平洋戦争勃発。 大戦開始のため食糧、資材、労務の不足甚だしく、県営工事中止のやむなきにいたる。 七月四日、森実盛遠疏水組合長は東京への陳情活動から帰省直後過労のため急死す。 一二月、軍需省から軍需生産増強のため、銅山川疏水を活用し電源開発を計画の通達がある。 一二月、銅山川発電計画について内務・軍需・農林省が協議し、両県に対し分水計画変更を希望する。 国土局が新計画を発表し、発電所二か所設置することとすると提案する。 二月、香川県琴平町において銅山川分水第二次仮調印が行われ、一一日両県知事で覚書が交わされた。 ここに戦争遂行の至上命令により発電事業の追加が実現された。 八月一五日、太平洋戦争終結となる。村上恒一疏水組合長は、敗戦後の国家再建は、食糧増産と未開墾地の開発、電源開発が必須であり、かつ復員者の失業救済にもなるので早急に工事を再開するよう関係各大臣に陳情する。 国においても工事再開を決定する。 七月、井華鉱業株式会社が第二隧道工事を請け負い（三五〇万円）工事を開始したが、急激なインフレのため予定どおりには進まず。 三月、徳島・愛媛両県知事間に、内務省立ち会いの上で分水第三次協定が成立し、河水統制事業として併せて施行することとなる。 五月、建設省がダム地点を測量。 四月、井川伊勢吉商工会議所会頭は疏水事業が停滞しているのを打開するため青木知事、井華鉱業、村上疏水組合長らと協議し、商工会議所の総力をあげ国庫負担金五〇〇万円を立て替え、工事の早期完成を促す。 こうして地元負担金を肩代わりすることにより工事を着工させ、工業用水の常時確保を図る。 一二月、愛媛県は宇摩教員組合二階に銅山川堰堤仮事務所を開設し、本格的なダム堰堤工事に着手する。 二月、幹線水路工事起債について常任委員会を開催。 七月、金砂村との水没補償問題起こり、九月、補償委員会を設置する。			
一八年				
一九年				
二〇年				
二一年				
二二年				
二三年				
二四年				

年	関	係	事	項
昭和二年	一月、立退補償特別委員会を県議会で設置する。 二月、仮排水隧道完成。 七月、補償に不満を持つ金砂村民が蓮旗を立て三島工事事務所や疏水組合へ押し寄せる。 八月二三日、仮通水式挙行、初めて銅山川の水が宇摩平野に通ずる。 九月、シェーン台風により工事橋等流失、損害三六七万円。 一二月、三島駅に工事資材用鉄道引込線を敷設。 三月、水没補償二一〇〇万円が承認される。 三月、徳島県と第四次協定を調印、堰堤高を五三メートルとし、発電後の工業用水利用の道を開く。 七月、ケイト台風、被害わず。 八月一六日、柳瀬ダム定礎式が厳粛に挙行。八月一日から一八日までの一週間、八か町村において疏水祭りが華やかに開かれる。 八月三十一日、水没地区残留者立退対策会が真情を県民に訴える。 九月、上柏に銅山川発電建設事務所を設置。 一〇月、ルース台風のため資材運搬用索道多数倒壊、七五〇万円の損害で工事一時中止となる。風速六〇メートル、雨量二六六ミリメートル。 一二月、発電用隧道拡張工事に着手したため通水不能となり、井川伊勢吉ら製紙業者負担六〇〇万円で送水用特殊鉄管二六〇〇メートルを敷設する。 一月、銅山川対策実行委員会は、銅山川疏水の水利権は農民にあると主張、水利権は県にあるとする合田鶴太郎疏水組合長の退任を要求する。 三月、金砂村立ち退き残留者は、朝鮮動乱による物価高を理由に追加補償七〇〇〇万円を要求する。 四月、大王社長、富士紡工場長は、銅山川発電所の電力を地元工場に優先供給するように知事に陳情する。 六月、金砂村立ち退き者追加補償二三〇〇万円が決定し知事から交付される。 三月、第二隧道完成。 八月、柳瀬ダム湛水開始。 一〇月、第一発電所竣工式挙行される。出力一七七〇〇キロワット。			
二六年				
二七年				
二八年				

年	関	係	事	項
二九年	三月、第二発電所（柳瀬）完成。出力二六〇〇キロワット。 三月、共同施設完成。 一一月、伊予三島市市制実施。 五月、疏水組合長に井原岸高就任。 一一月、徳島県から、灌漑用に設置されたニードルバルブを開いて発電所を通さずに工業用水に利用しているのは協定違反との申し入れがあり、徳島側と協議、徳島側に補償金を支払う。 農民負担軽減のため、疏水組合起債の償還金に協力し一四〇〇万円を地元工業者が肩代わりする。また、工業用調整池六万トンも早急に築造することを決める。 五月、県議会は、三島・川之江地区の工業を振興させるため銅山川発電所のルールを改正し、工業用水の増量を図る。 大王製紙は工業用水日量三万トン増を県に要望する。 七月、県は銅山川よりの取水量を日量一二万五〇〇〇トンから一八万トンに増量し、伊予三島へ三万トン、川之江へ二万五〇〇〇トン配分することをきめる。 大王・丸住製紙等の要求にもとづき県は工業用水取水量増量のため、徳島県と折衝を開始する。増量に必要な経費は両市で負担することを求める。 分水増量に成功。川之江市へ取水する第二幹線水路が完成する。この年、東予新産業都市の指定を受ける。			
三〇年				
三一年				
三二年				
三三年				
三四年				
三五年				
三六年				
三七年				
三八年				
三九年				

第五章 富郷ダム概要

第一節 富郷ダムの景観

伊予三島市の嶺南地区は、八〇〇メートルから一六〇〇メートル以上の高峰が、三〇以上も銅山川の周囲に雄姿を見せてそびえ立ち、その雄大な山々の地底には鉱物資源を豊蔵していて、かつては有名な別子銅山、佐々連・金砂・新宮鉱山等を生み出し、遠い昔は銅山川の溪流において砂金を採取したこともあった。

深山幽谷、山紫水明の嶺南の地は降雨量多く、高い山々は豊富な水を湧出して幾多の渓谷を形成し、あるいは奇勝をつくり、銅山川流域には既に別子ダム・柳瀬ダム・新宮ダムを造成せしめ、今また雄大な富郷ダムの建設が計画され、着工にかかっている。

富郷ダムの集水面積は、一〇一・二平方キロメートル、ダム天端標高四五〇・〇メートル、堤頂長二八〇メートル、湛水量五二〇〇万立方メートルという大規模なもの。それだけにその地域の犠牲も大きく、水没予定住家七〇世帯、小学校一校、非住家四五棟、神社等一〇棟、寺院仏堂はもちろん、既存の県道・林道、橋等実に多くが水没し、水没予定の部落は、松野・寺野・下城師・上城師・葛川・宮城等六部落に及ぶ。更に少数残存部落として生活上大きな影響を受ける部落も多く、田畑、山林、竹木、墓地等実に広範囲に水没し、平家落人の昔より

数百年にわたり、懐かしの郷土として生活を営んできた多くの人々がその故郷を湖底に沈め、新天地を求めて移転を余儀なくされるわけで、実に涙ぐましいことである。

ダム完成により大きな恩恵を受け得る平坦部の人々は、心から犠牲者に感謝し、これに報いることを忘れてはならないであろう。

建設省においては、これらを考慮して、立ち退き者のため移転先その他の対策に万全を期す。一方、ダム造成後その周辺に新しい道路を建設し、湖水横断橋の津根山大橋長さ一八〇メートル、及び豊坂からダムサイトに向かうための藤原大橋長さ一九〇メートル、幅五メートルの建設が計画されており、そのほか記念公園の新設、栗峠を中心として富郷第二キャンプ場が建設され、バンガロー、テント設備、スポーツ設備、共同炊事場、遊歩道、吊り橋、照明設備、共同便所等が設けられ、嶺南を訪れる人々の憩いの場となるように計画されている。

また寺野の湖畔には水没地域の神社を統合した美しい社と、観福寺を中心とした仏堂が建設され、これと並んで広場にはベンチ、テーブル、公衆便所、消防詰所等も設けられ、この社寺に遠い村の歴史をしのぶことが出来ることであろう。

第二節 富郷ダム建設の経緯

(1) 治水の見地から

吉野川水系の治水事業は、明治四十年に第一期改修計画に着手したのが最初で、その内容は岩津地点における

計画水流量を毎秒一万三九〇〇立方メートルとし、岩津から河口までの約四〇キロメートル区間の改修工事が昭和二年に竣工した。

昭和二十二年から漏水の増加に対処するため再び補修工事に着手し、同二十四年第二期改修計画として、岩津地点の計画高水流量を毎秒一万五〇〇〇立方メートルに改訂し、池田―岩津間の改修による流量の増水を、上流ダム群で調節する計画を決定した。その一環である柳瀬ダムは昭和二十八年に竣工した。

その後、昭和二十九年九月の台風一二号により、計画水流量に近い出水があり、各所に危険な状態が生じた。このため流量検討を行い、年超過確率八〇分の一により、岩津地点における基本高水のピーク流量を毎秒一万七五〇〇立方メートルとし、このうち毎秒二五〇〇立方メートルと既設の柳瀬ダム及び新設の早明浦ダム・池田ダムにより調節し、同地点における計画水流量を毎秒一万五〇〇〇立方メートルとし、現在に至っている。

しかしながら、その後においても昭和四十五年八月洪水、昭和五十年八月、昭和五十一年九月洪水と大出水が相次いで起こった。また近年における吉野川流域の資産の増大、並びに開発等に伴い、治水の重要度がますます高まる傾向にあり、このまま放置しておくわけにいかなくなった。流域の開発に相応じた安全度の高い水系一貫の治水計画樹立の必要性が急務となつてきて、検討するに至ったのである。

(2) 都市用水の見地から

愛媛県東予地域は瀬戸内海に面し、瀬戸内海の気候の特徴として、年間降雨量が一五〇〇ミリメートル以下と少ない地域であるうえ、水源確保としての河川の流域が小さく、水源に恵まれていない。このような不利な地理的条件のもとにあるため、当地域の水源確保は従来から、法皇山脈で隔てられた吉野川流域の銅山川に灌漑用水・上水道用水及び工業用水の必要量をほとんど依存している状況である。

現在は柳瀬ダム及び新宮ダムにより、当地域の水需要に対処しているが、すでに銅山川の水利用率は非常に高いものになっている。今後の水需要の増大に対処する手段としても、この地域の唯一の水源である銅山川に依存する以外にないため、更に水利用率を高め、銅山川の最終開発ともいえる富郷ダムにより、上水道用水及び工業用水を確保しようとするもので、富郷ダムの必然性をみるのである。

第三節 富郷ダム建設事業の概要

〔建設省計画書〕による

富郷ダムは、吉野川水系銅山川の愛媛県伊予三島市富郷町地先に、洪水調節及び都市用水の供給を目的として建設するもの。重力式コンクリートダムで高さ一一〇メートル、総貯水容量五二〇〇万立方メートル、有効貯水容量五〇〇〇万立方メートルで、その事業の概要は次のとおり。

(1) 洪水調節

富郷ダムの洪水調節計画は、ダムサイトの計画高水流量毎秒一八〇〇立方メートルのうち同一〇〇〇立方メートルの洪水調節を行い、既設の早明浦ダム等の洪水調節と併せて吉野川下流の洪水被害を軽減する。

(2) 都市用水

愛媛県東予地域の伊予三島市・川之江市に対し、上水道・工業用水として新たに一日一七万三〇〇〇立方メートル、毎秒二〇〇立方メートルを確保する。

第四節 富郷ダムの状況

(1) ダム概要

1	河川名	吉野川水系銅山川
2	位置	ダムサイト 愛媛県伊予三島市富郷町津根山
3	水没地	伊予三島市富郷町・宇摩郡別子山村
4	地質	黒色片岩・橄欖岩 ^{かんらん}
5	型式	重力式 コンクリートダム
6	堤高	約一〇メートル 一、堤頂長 約二八〇メートル
7	ダム天端標高	四五〇・〇メートル 一、堤体積 約七五万立方メートル
8	貯水池	(1) 集水面積 一〇一・二平方キロメートル(別子ダム関係一五・二平方キロメートル含む) (2) 湛水面積 一・五平方キロメートル (3) 洪水時満水位 標高四五四・〇メートル (4) 常時満水位 標高四四五・〇メートル (5) 最低水位(堆砂面) 標高三九〇・五メートル (6) 有効水深 五四・五メートル

9	放流設備	(1) 計画高水流量 毎秒一八〇〇立方メートル (2) 調節流量 毎秒一〇〇〇立方メートル (3) 計画量大放流量 毎秒八〇〇立方メートル (4) ダム設計洪水流量 毎秒三三〇〇立方メートル (5) 洪水吐け設備 クレストテンターゲート (6) 利水放水設備 コンジットテンターゲート 三門
10	計画	(1) 予備調査 (自昭和四十八年至昭和四十九年) (2) 実施計画調査 (自昭和四十九年至昭和五十四年)

(2) 既往調査概要

昭和四十九年の実施計画調査開始以来諸調査を進めているが、現地調査については昭和五十年八月五日をもって富郷ダム建設反対同志会との間にダムサイトのみの調査立入協定を締結、ダムサイトの地質調査を中心に進めてきたが、昭和五十二年末に立入協定が破棄され、調査は中止せざるを得なくなった。

(3) 今後の調査と推進

現地調査は現地立ち入りの地元の了解が得られ次第、次の調査を実施するほか、治水利水を進め、「ダム建設の基本計画」を速やかに策定する。

- (1) ダムサイト補足調査
- (2) 貯水池内の調査
- (3) 地域整備、生活再建計画調査
- (4) 環境影響調査
- (5) 原石山の調査
- (6) 原石山の調査及び補償調査
- (7) 付け替え道路調査
- (8) その他ダム建設に必要な諸調査
- 昭和五十九年・六十年徳島県との協定協議が確約
- ダム着工 昭和六十年
- ダム完成予定 昭和六十四年
- (4) 富郷ダム完成による状況
- (1) 富郷ダム完成による水没予定家庭
- 該当家庭数 六五
- 同 家族総数 二〇一人
- (2) 富郷ダム建設地域の少数残存及び扱い者

該当家庭数 二五

同 家族総数 八二人

(5) 富郷ダム関連地域整備検討委員会答申

このたび当市富郷町に、伊予三島及び川之江都市用水確保とともに、洪水調節等を目的とするダムが建設されることとなった。

ダムの建設に当たっては、水没者等の生活再建と地域整備が重要な課題である。ダムにより恩恵を受ける地域と、ダムが造られる地域との格差は正に最大の配慮が必要である。経済的基盤である土地が失われ、水没者等の移転離散に伴う地域活動の衰退、更には自然破壊等好ましくない条件が醸し出されるが、これを最小限にとどめるように配慮しなければならない。

このため、昨年七月三十日我々十四名は「富郷ダム関連地域整備検討委員会」の委員に委嘱され、その一端を担うこととなった。以来市長の諮問事項について延べ八回に亘り地域振興等将来的見地に立って慎重且つ精力的に審議検討を行った。なかには、不確定要素が多く、また時間的な制約もあったが一応の結論を得ることができ、ここにその状況をまとめ答申することとなった。

ついては、水没者等個々の生活再建はもとより、ダム周辺地域社会の経済的構造の変化及び地域を誇る自然の景観美の損失等、地域住民にとって極めて堪え難い実状を認識し、計画策定に当たってはこれらを熟慮のうえ、本答申が十分尊重されるよう切に望むものである。

昭和五十八年四月二十五日

伊予三島市長 篠永 善雄 殿

富郷ダム関連地域整備検討委員会

委員長 合田 正治

◎ 答 申 内 容

(1) 道路網の整備

「県道」については、計画案を認める。なお、将来第二法皇隧道の開設を要望する。

「市道」については、計画案を認める。ただし、代替葛川橋に伴う地質調査等を行い、架設されるよう要望する。

「林道」については、計画案を認める。ただし葛川線の新設及び受益者負担の軽減を計ること。産業振興上適所に短延長の市道、林道及び作業道の建設かたを要望する。

(2) 公共及び公共的施設

「教育施設等」については、関係地区団体等の意見を十分聴取し、慎重に対処されたい。なお、城師小学校の保存等については、十分その措置、対策を講じられたい。

「火葬場」については、霊柩車及びマイクロボス（一台）を借り上げる計画を認める。

「墓地」「寺院及びお堂」「神社及び祠」については、水没者等の移転の動向及び関係者等の意向を踏まえ、今後弾力的な対応をすることで計画案を認める。

「消防施設」については、今後「蔵置所の設置場所」及び「防火水槽の増設」の二点につき、水没者等の動向及び消防関係団体等の意向を十分反映するよう要望する。

(3) 産業振興

「農業」については、計画案を認める。ただし、事業推進に当たっては、水没者等の生活再建、並びに過疎対策等の面から今後関係機関と十分協議のうえ、行政の強力な指導援助を要望する。

「林業」森林総合整備については、計画案を認める。

(4) 治山対策

「治山対策」については、計画案を認める。ただし、計画案以外の地すべり箇所についても十分調査のうえ、適宜その対策を講じられるよう要望する。

(5) 集団移転地等の対策

「集団移転地等の対策」としては、早急に集団移転地を確保するとともに、農地及び雇用の場についても水没者の意向に副うべく万全の措置を講じられたい。

(6) 観光施設等

「展示施設等」については、場所を「ダム貯水池周辺の適所」とするとともに、山林管理宿舍の分離、増設について検討されたい。

「富郷第二キャンプ場」「金砂湖国民休養地整備」「金砂湖畔整備」について計画案を認める。「ダム貯水池周辺整備」については、計画案に次の事項を加えることで認める。ただし事業実施に当たっては、地域関係者等の意向を十分ふまえ、観光、レクリエーション等の機能整備をされたい。

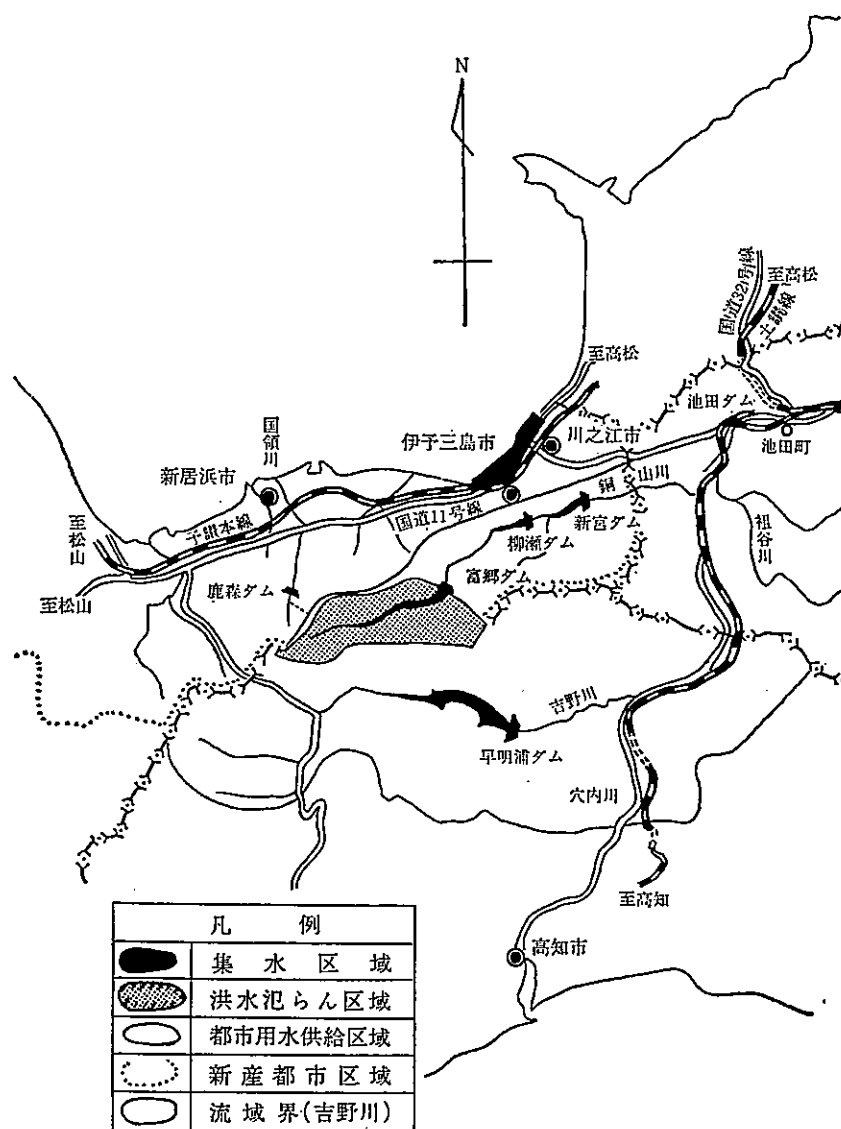
ア、記念公園の建設

イ、集会所の設置

ウ、自然景観美の破壊防止措置及び対策

エ、流水の汚濁防止措置

図1 位置



第五節 富郷ダム関係図表

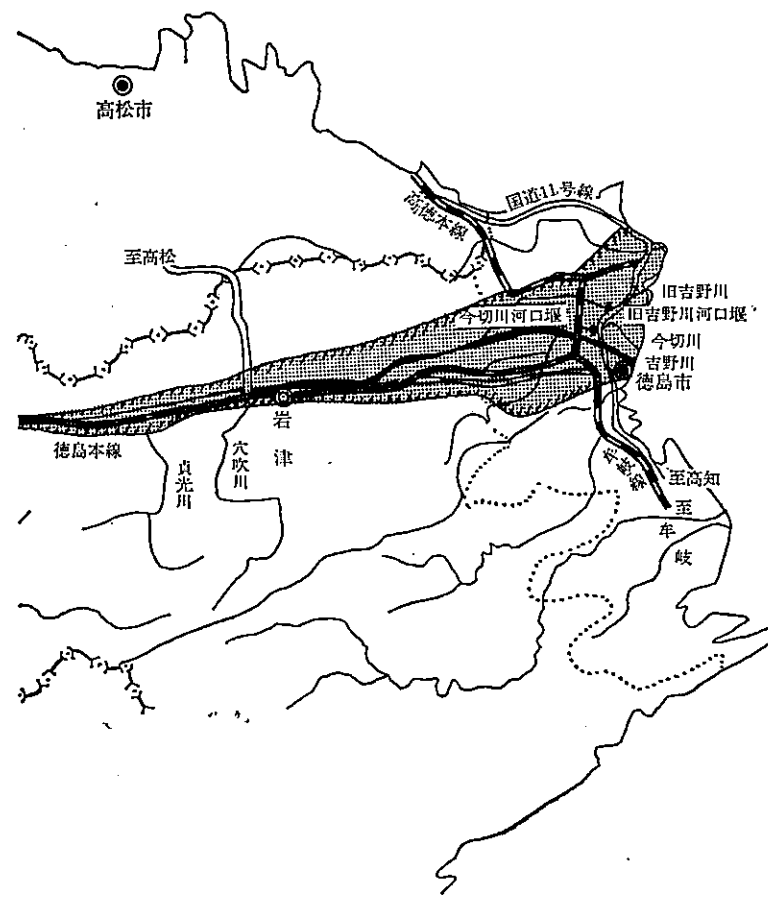


図2 位 置

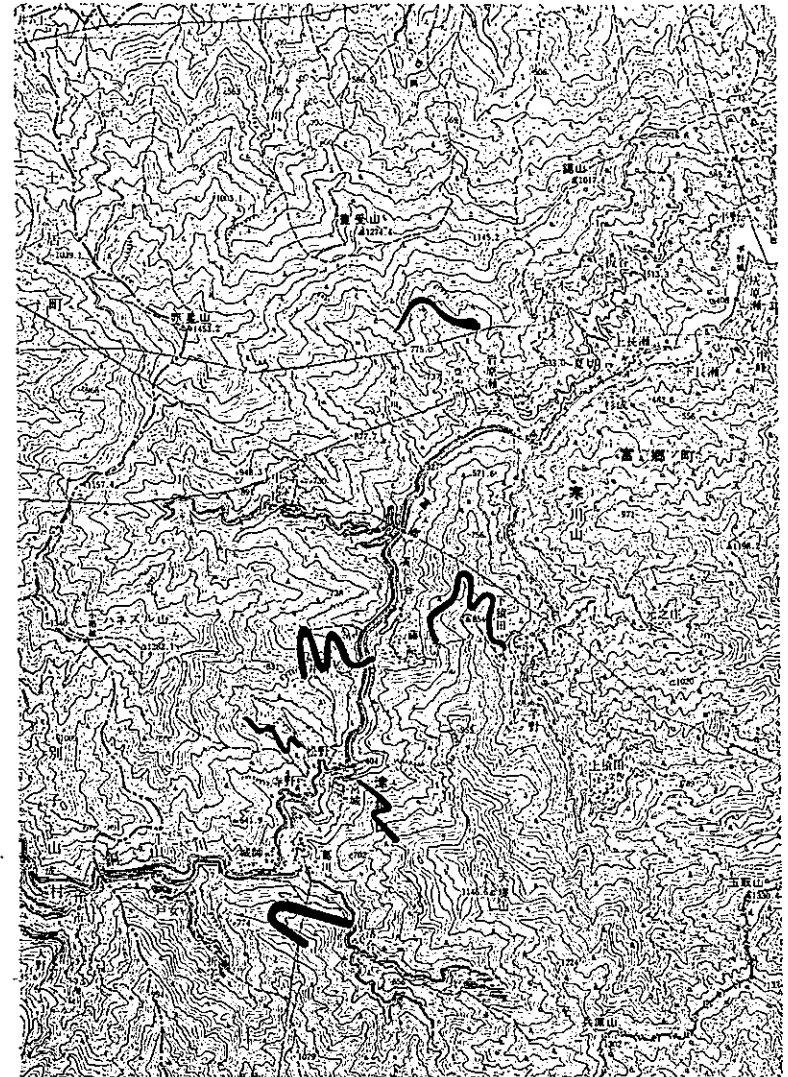


図3 付近の要所

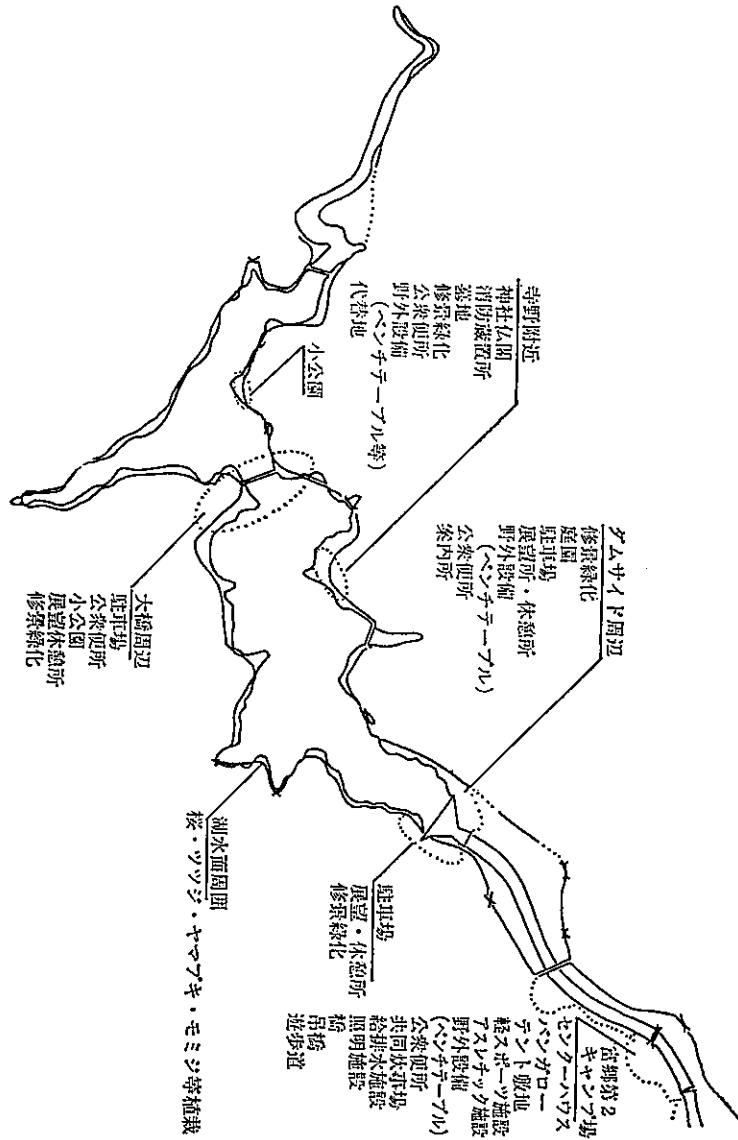
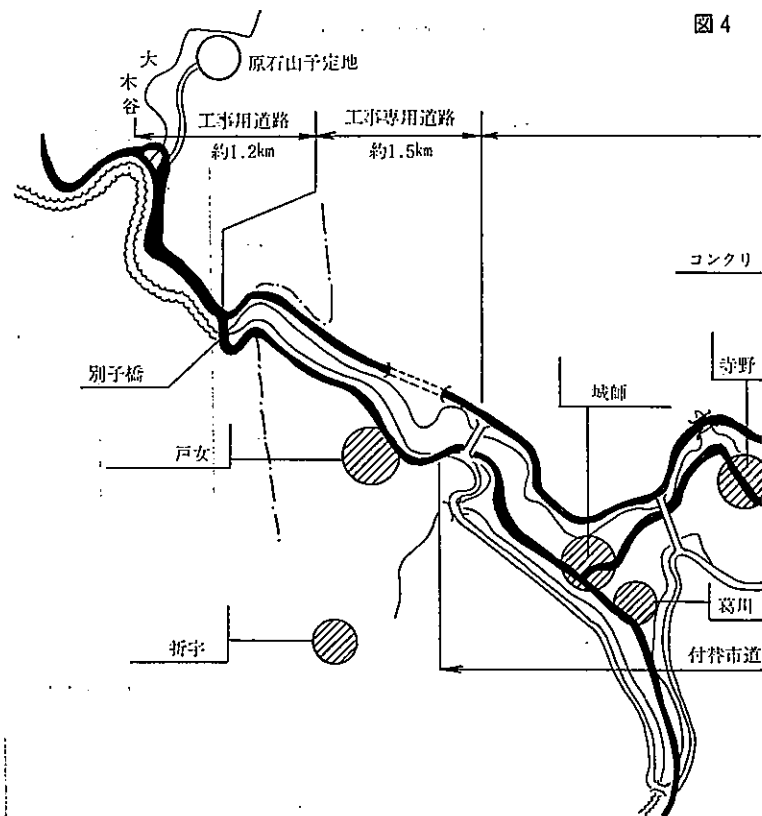
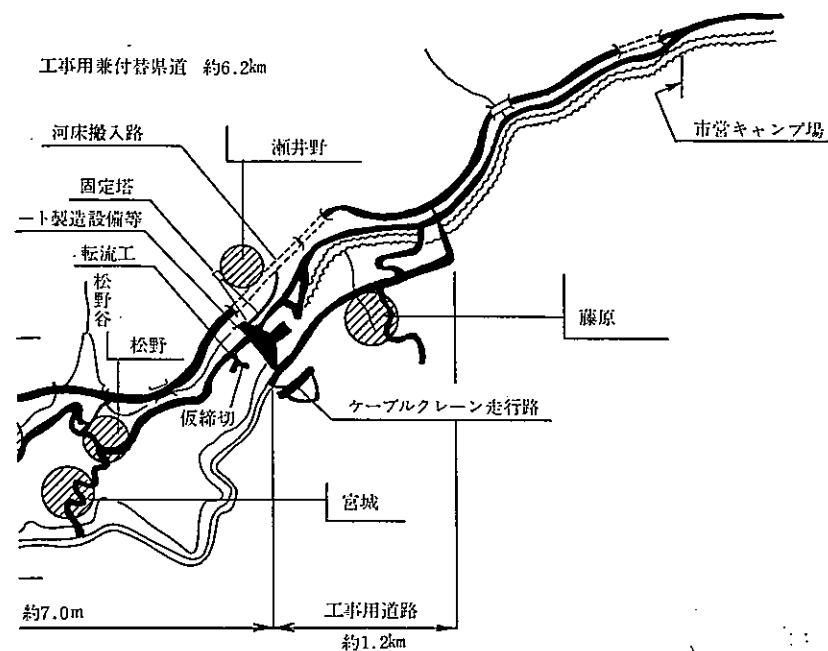


图 4



年度	57			58			59					
月	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
計 定			測量・地質調査・設計・用地調査等				河床搬入路工事				転流工	
			測量・地質調査 設計・用地調査等				左岸県道(キャンプ場～松野)工事					
			測量・地質調査・設計・用地調査等								左岸県道	
			測量・地質調査・設計・用地調査等					右岸工事用道路工事 (藤原大橋を含む)				

工事進行予定



60				61				64			
9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3		4~6	7~9	10~12	1~3
基礎掘削											
松野~大木谷)工事											
ケーブルクレーン走行路敷地造成 据付				コンクリート打設							
コンクリート製造設備敷地造成 据付											

図6 吉野川流量配分

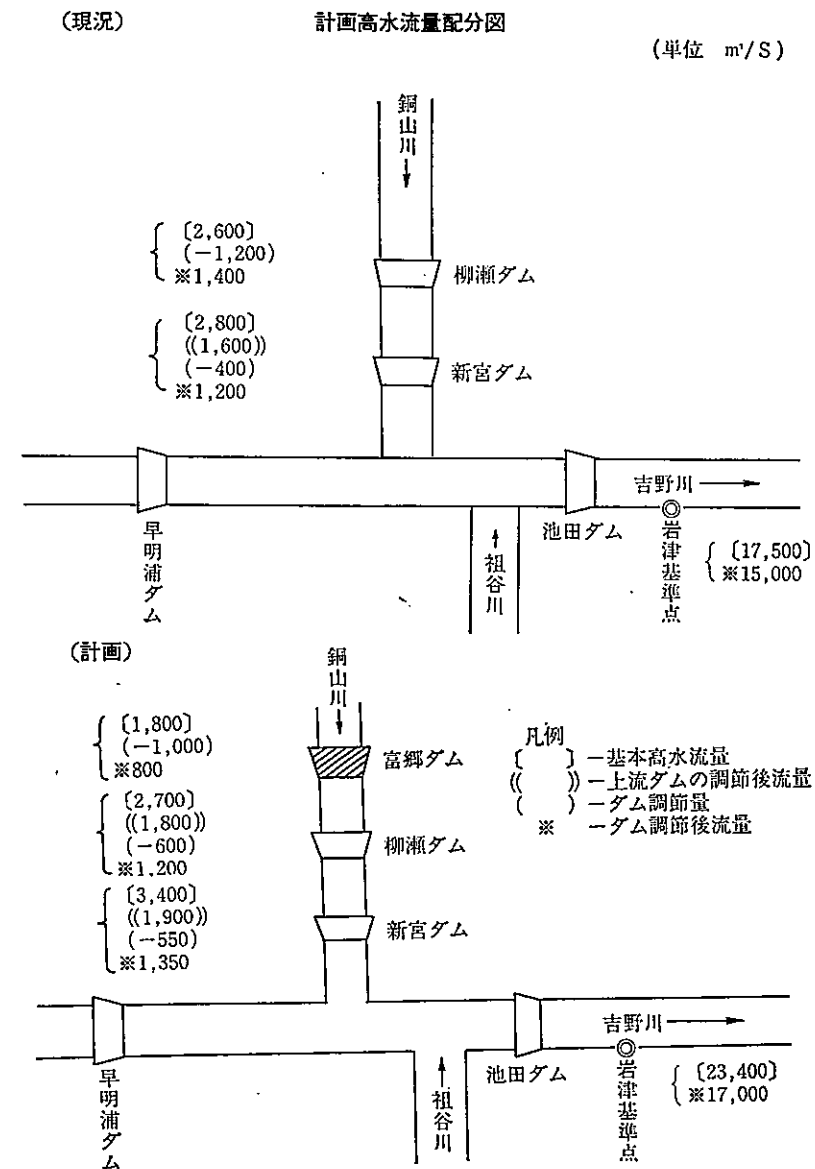
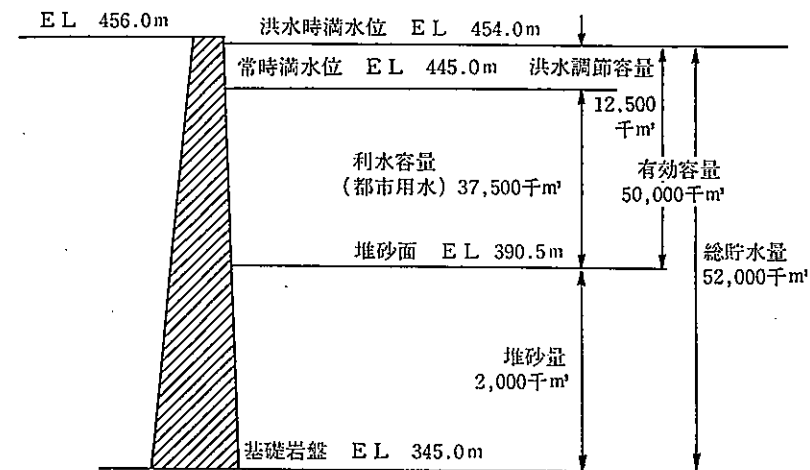


図5 貯水池容量配分



貯水位～容量曲線

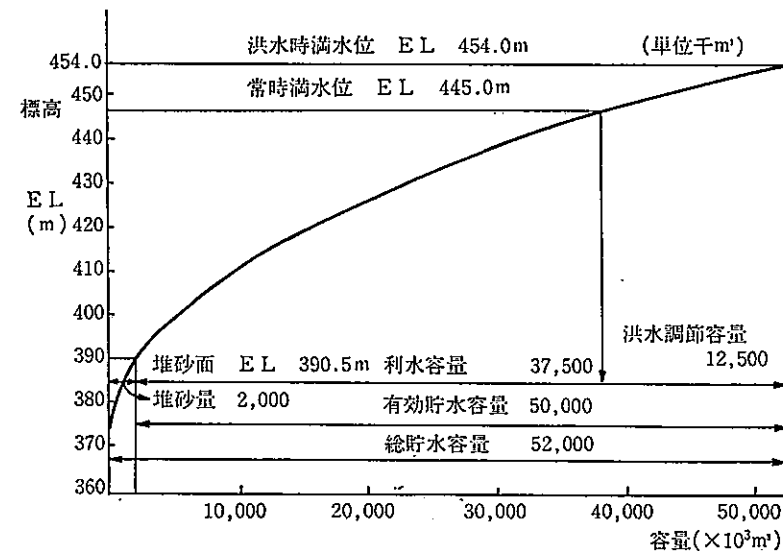
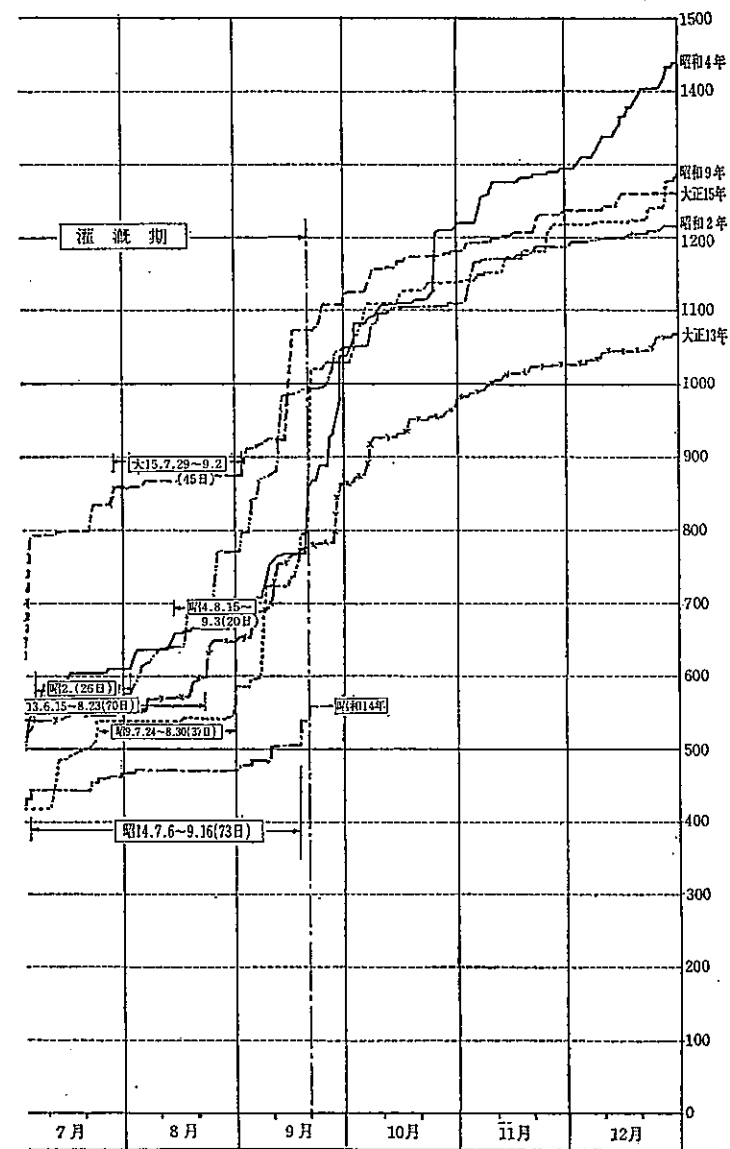
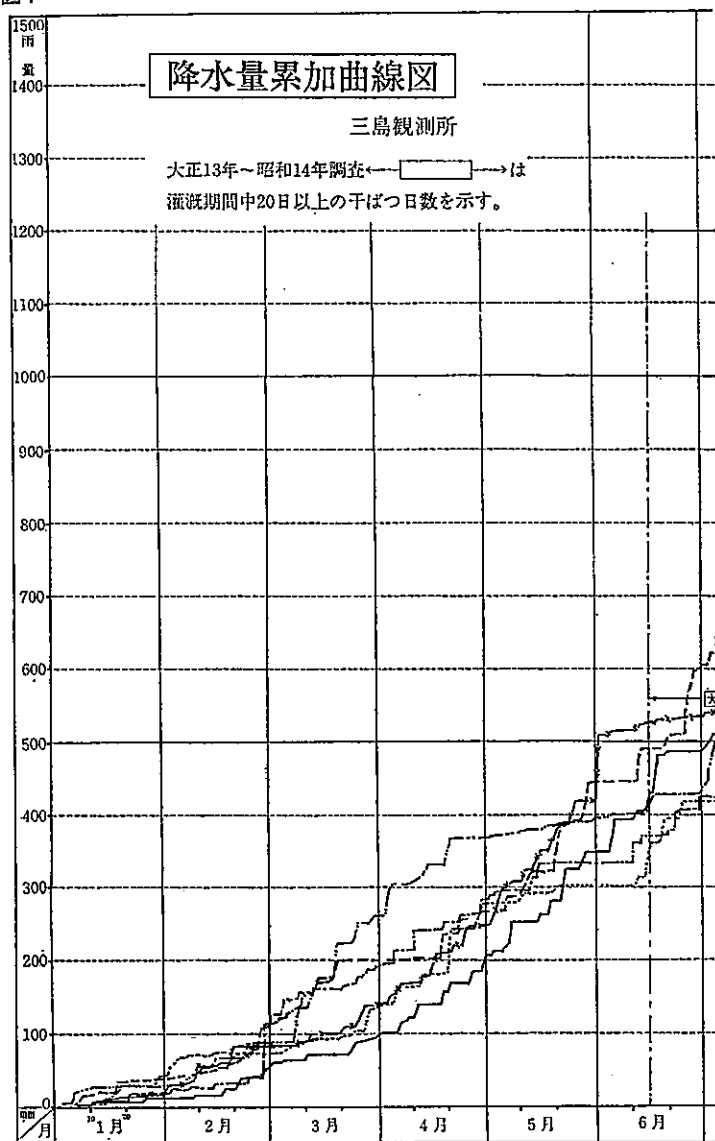


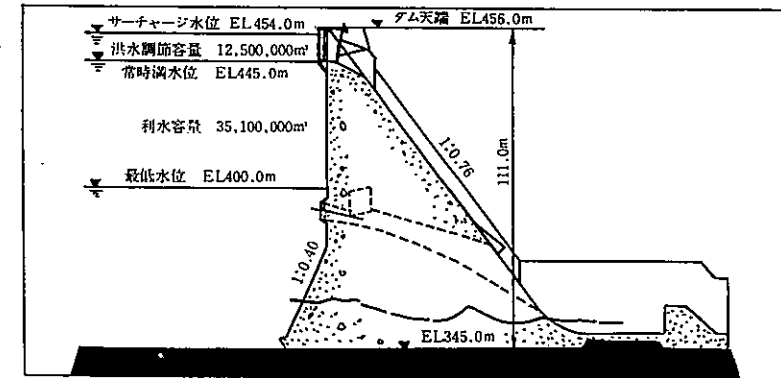
図7



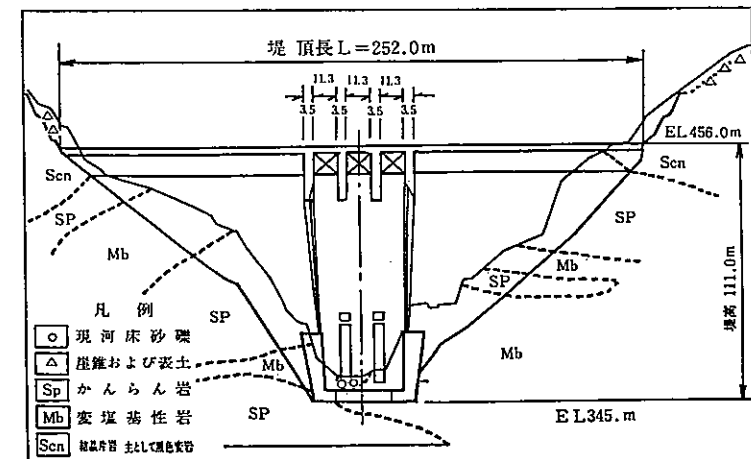
(銅山川疏水組合調査)

図8 断面図及び容量配分図地質図

断面図及び容量配分図



下流面図及び地質図



第六節 富郷ダム建設関係年表

年	月	日	関係事項
昭和四四・四九	四・一	一・一〇	予備調査開始
	二・四	二・一〇	実施調査のための地元説明会（市役所にて、地区協ほか役員会に）
	三・一三	三・一三	（城師小学校にて関係住民に）
	四・一	四・一	富郷ダム建設反対同盟会結成（同盟会）
五〇	六・二三	六・二三	富郷ダム建設反対同盟会結成（同盟会）
	八・五	八・五	富郷ダム建設反対同盟会結成（同盟会）
	八・二七	八・二七	同盟会と「規模決定のためのダムサイト調査立入協定」締結
	一〇・二三	一〇・二三	ダムサイト周辺の地形測量に着手
五一	六・一〇	六・一〇	ボーリング及び試掘横坑等の地質調査開始
	八・二七	八・二七	富郷ダム連絡協議会開催（建設省、愛媛県、上水・工水、伊予三島市・川之江市）
五二	一・二三	一・二三	同盟会へダム規模中間発表
	三・三一	三・三一	同盟会からダムサイト立入協定期限付廃棄文書提出
五三	七・三一	七・三一	現地立ち入り調査中断
	一〇・二三	一〇・二三	同盟会から「ダム建設絶対反対」意志決定文書提出
五四	四・二三	四・二三	「富郷ダム対策協議会」発足（両市、上水・工水等にて）
	一・一	一・一	伊予三島・川之江工業用水組合ダム建設事業に参加決定
	二・二五	二・二五	「伊予三島市水資源開発特別委員会」設置
	二・二七	二・二七	同盟会総会開催（名称及び内容変更）
			富郷ダム建設反対同盟会→富郷ダム対策同盟会

年 月 日	関 係 事 項
五・五	ダム用地幅抗打設開始、五六・七・二八終了
六・二五	富郷ダムの昭和五七年度建設事業採択について、ダム推進協議会から建設省へ陳情
八・三三	富郷ダム建設に伴う道路網等整備事業について、伊予三島市より愛媛県並びに建設省へ要望
八・三〇	同志会定例会総会開催（規約改正及び補償交渉委員会会則作成）
九・七	ダム用地の境界確認開始
一〇・二九	ダム用地の測量開始
一一・六	第六次治水事業五ヶ年計画策定の要望と、富郷ダムの昭和五七年度建設事業採択について愛媛県とダム推進協議会の合同で建設省・大蔵省及び関係国会議員に陳情
五七・四・三〇	同志会総会開催（規約及び会則の一部改正、役員改選）
五七・五・一八	同盟会定例会総会開催
六・一二	「河川予定地」指定
六・二四	物件調査部落説明会開始
七・三〇	「富郷ダム関連地域整備検討委員会」設定
一〇・二七	同志会から「生活再建のための要望書」提出
一一・八	物件調査の勉強会、同調査開始
五八・一・二一	（城戸・寺野・葛川）地区地籍調査推進委員会設置、同調査開始
一・二四	立竹木調査の勉強会、同調査開始
四・二三	同志会通常総会開催
四・二五	富郷ダム関連地域整備検討委員会から「富郷ダム関連地域整備等の計画案に関する答申書」提出
五・四	同盟会総会開催

年 月 日	関 係 事 項
昭和五五・一・一六	。絶対反対→条件闘争
二・六	ダムサイトの現地調査再開
三・一四	同盟会総会開催（名称及び内容変更）
三・二六	。富郷ダム反対期成同盟会→富郷ダム対策期成同盟会
三・二七	。絶対反対→条件闘争
五・二九	「川之江市水資源開発特別委員会」設置
六・二	伊予三島市・川之江市、上水道企業団「水道水源開発に関する覚書」締結
六・一三	上水道企業団、ダム建設事業に参加決定
八・一一	湛水標設置及び生活実態調査等着手
八・二〇	同志会の事務所開設
八・三一	同志会目的達成のための要望書作成準備
一一・五	同志会目的達成のために要望書提出
一二・六	愛媛県知事「富郷ダムに水力発電所建設を検討している。」と発表
一二・一三	要望書に対する回答送付
一二・二六	同志会総会開催（要望書に対する回答の検討及び役員改選）
一・二八	同志会会員一六名の脱会意志表示
一・三〇	同志会臨時総会（要望書に対する回答は誠意あるものと認めることを決議、条件闘争から全面合意に軌道修正）
二・九	同志会と基本協定調印
三・二三	富郷ダム生活再建相談所開設
四・二七	基準点測量、補助多角点測量等調査着手
	脱会者一八名による調査立入拒否通告書提出
	脱会者などにて富郷ダム対策津根山協議会を結成
	同志会と用地測量及び物件調査に関する覚書調印
	同盟会定例会開催（市、建設省の対応事項及び役員改選）